

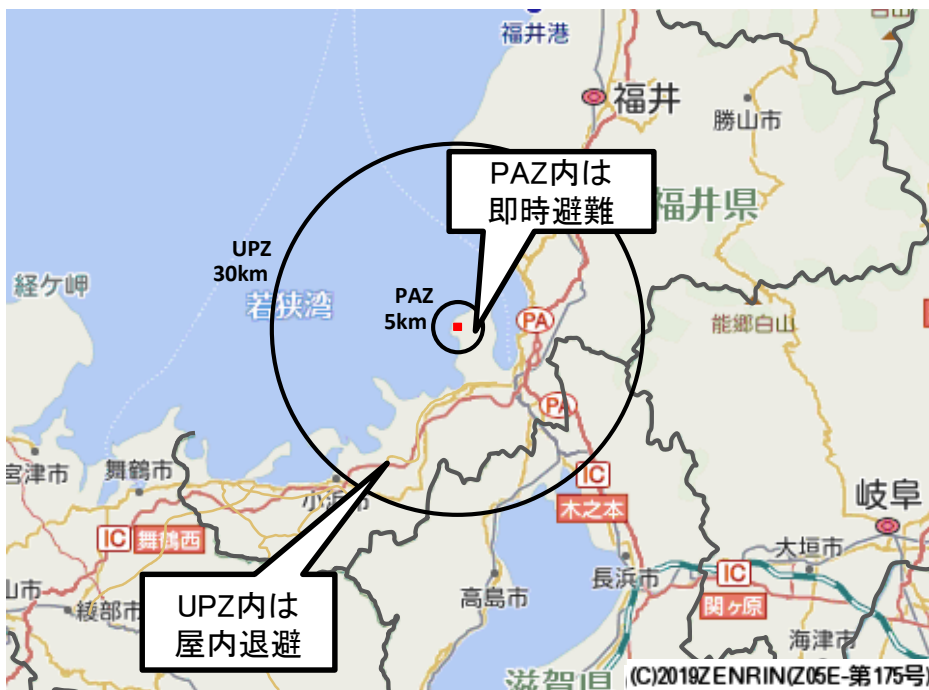
6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

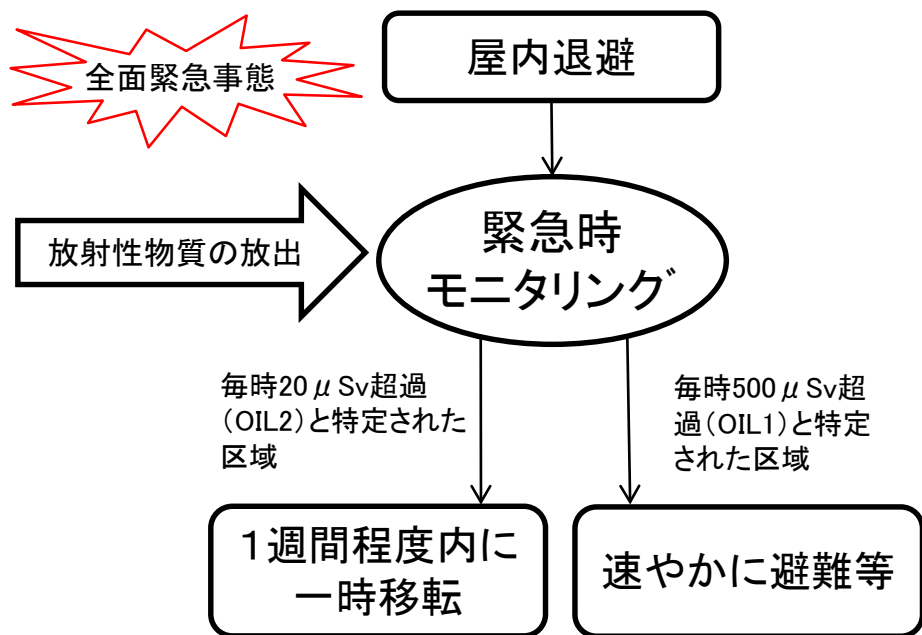
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※)を的確に実施できる体制を整備する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

- 福井県及び関係市町は警戒事態で原子力災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で原子力災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 滋賀県、長浜市及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市及び高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



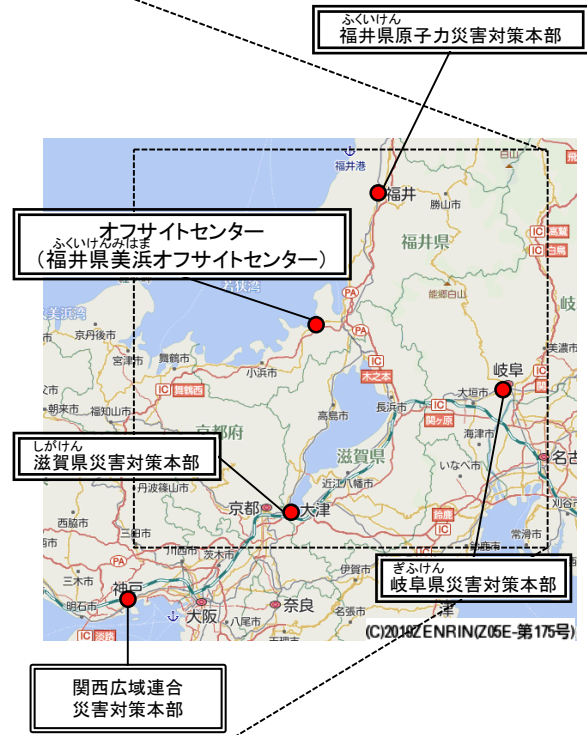
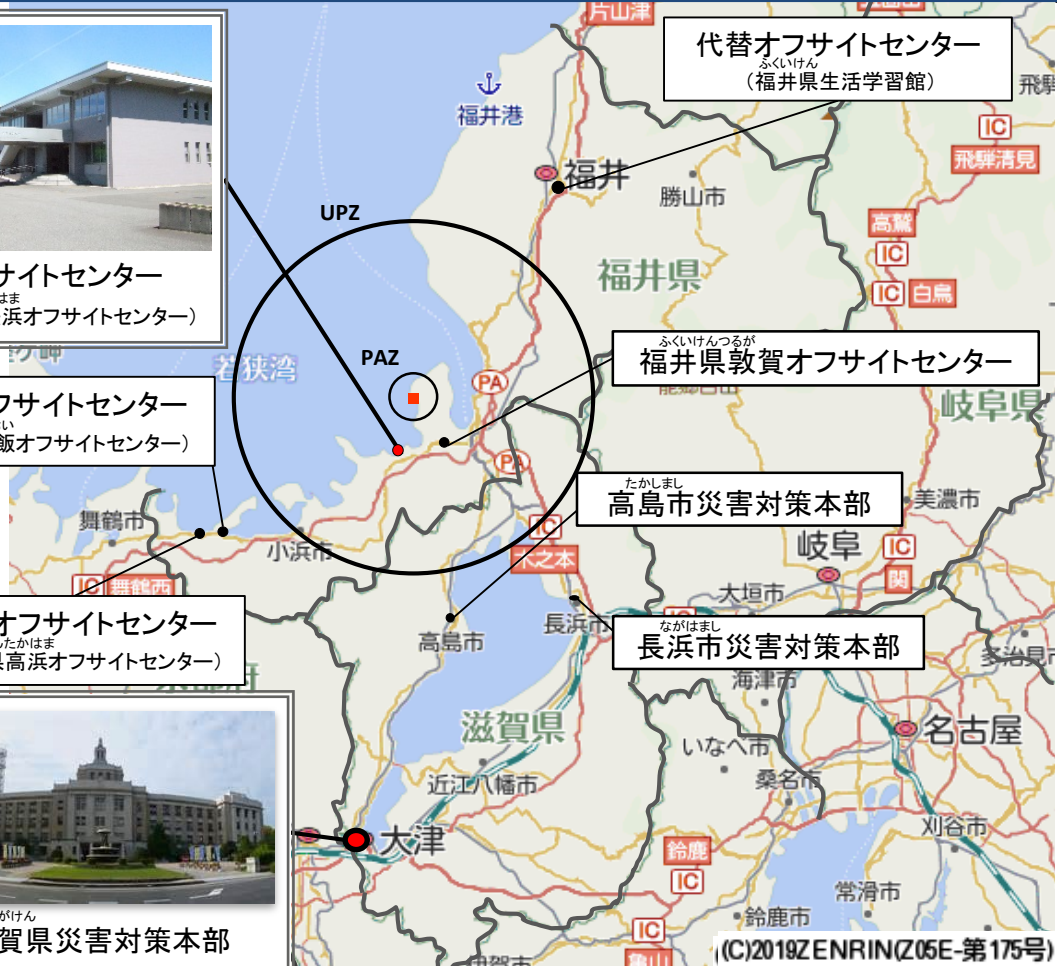
オフサイトセンター
（福井県美浜オフサイトセンター）

代替オフサイトセンター
（福井県大飯オフサイトセンター）

代替オフサイトセンター
（福井県高浜オフサイトセンター）

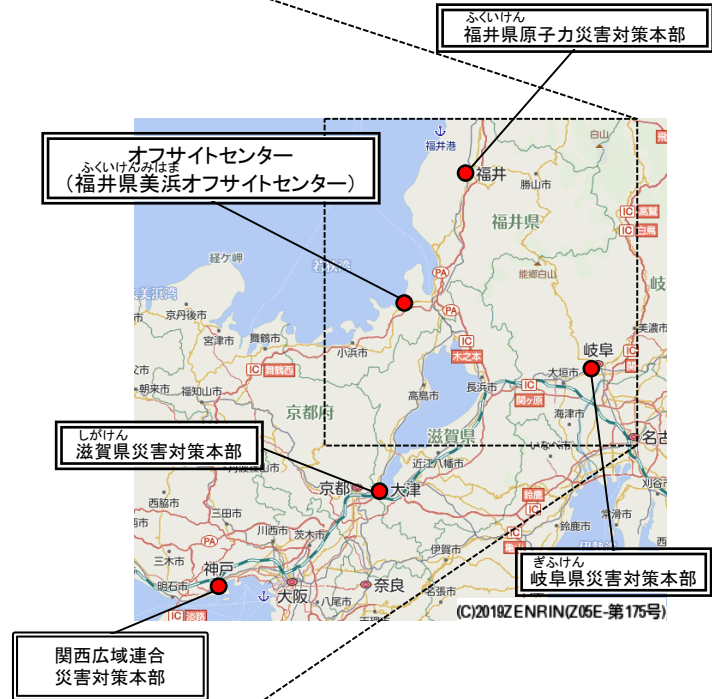


滋賀県災害対策本部



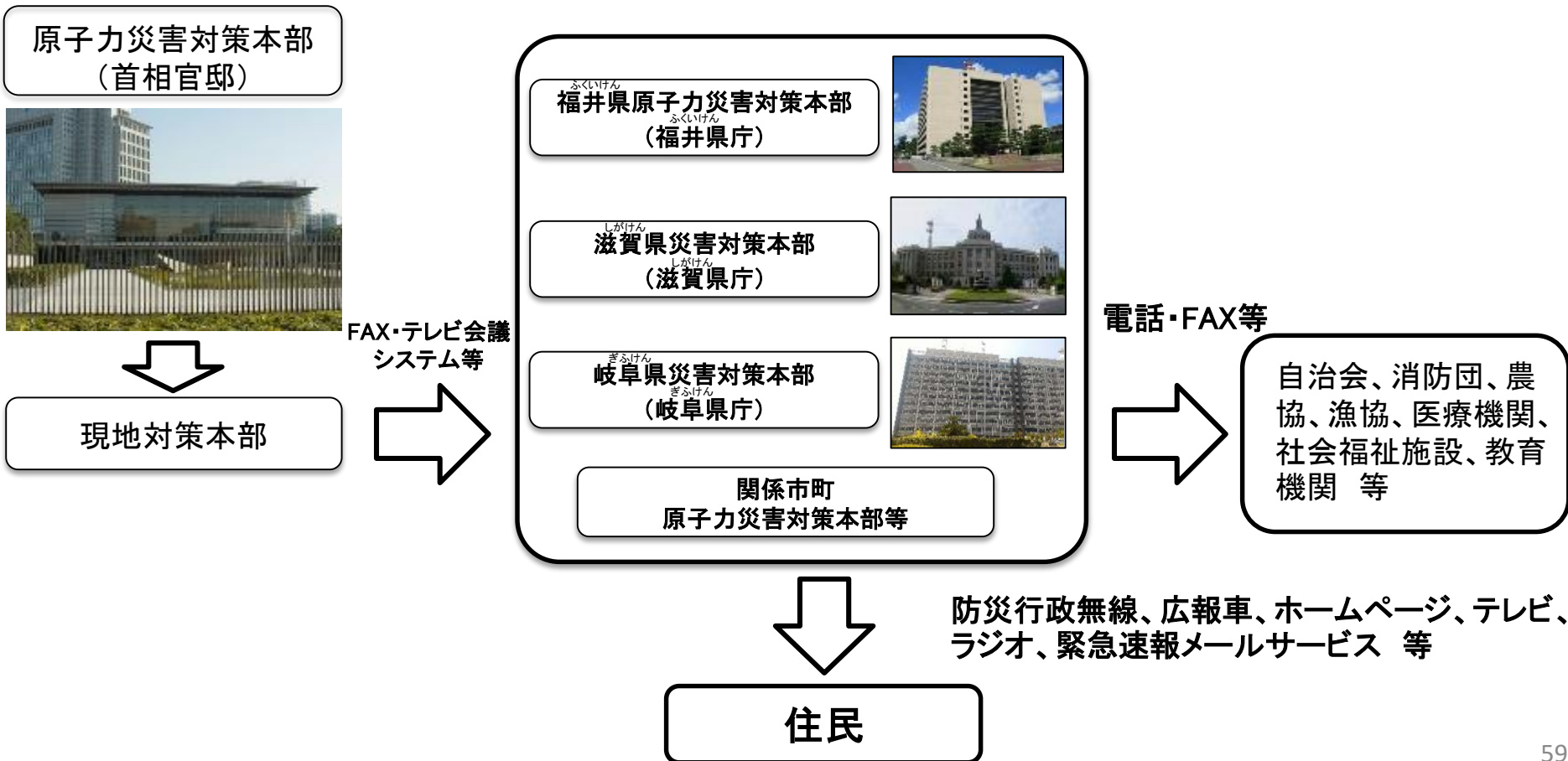
一時移転等に備えた関係者の対応（岐阜県）

- 岐阜県及び揖斐川町は、警戒事態で原子力災害警戒体制に移行し、施設敷地緊急事態で原子力災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 住民の一時移転は原則自家用車で行い、自家用車移転が困難な住民は町公用車で輸送。車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 揖斐川町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる地区に職員を配置。



一時移転等を行う際の情報伝達

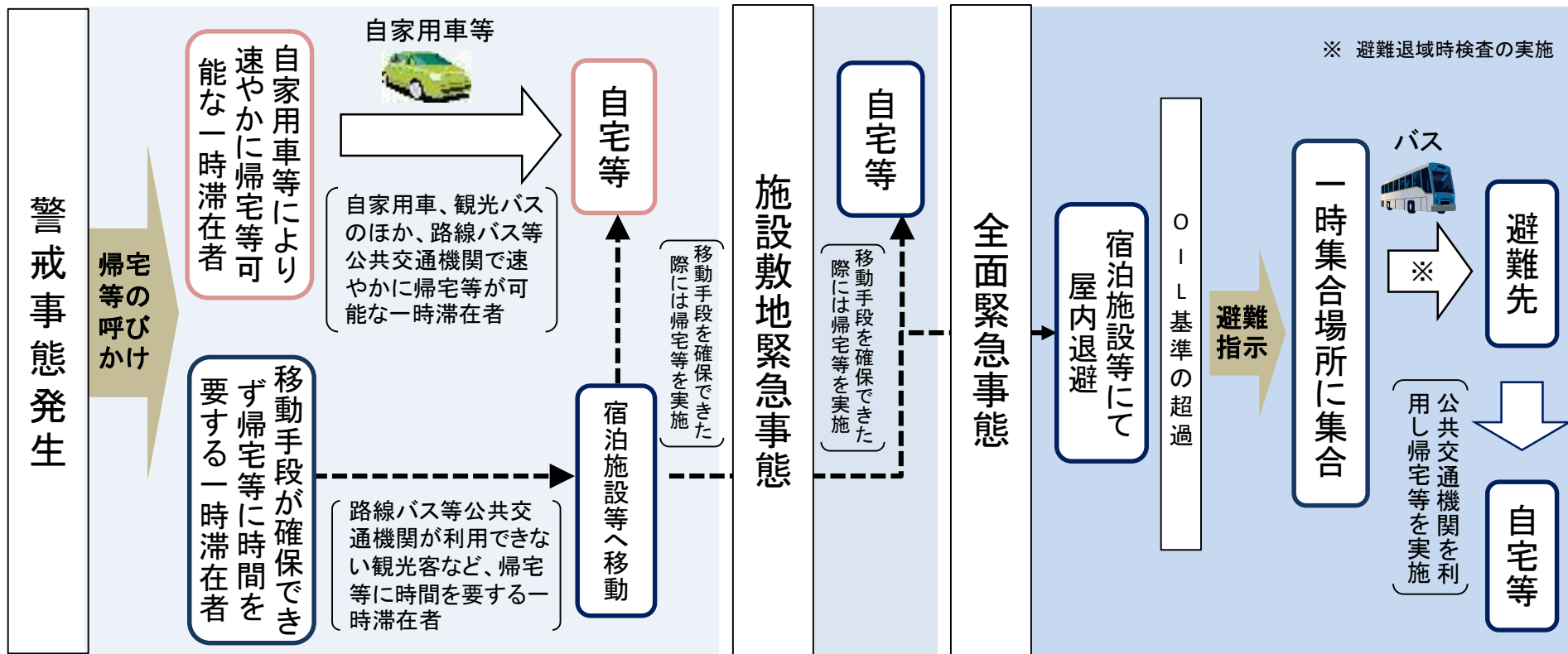
- ▶ 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町に対し、FAX・テレビ会議システム等を用いて伝達。
- ▶ 福井県、滋賀県、岐阜県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZ内住民の一時移転等

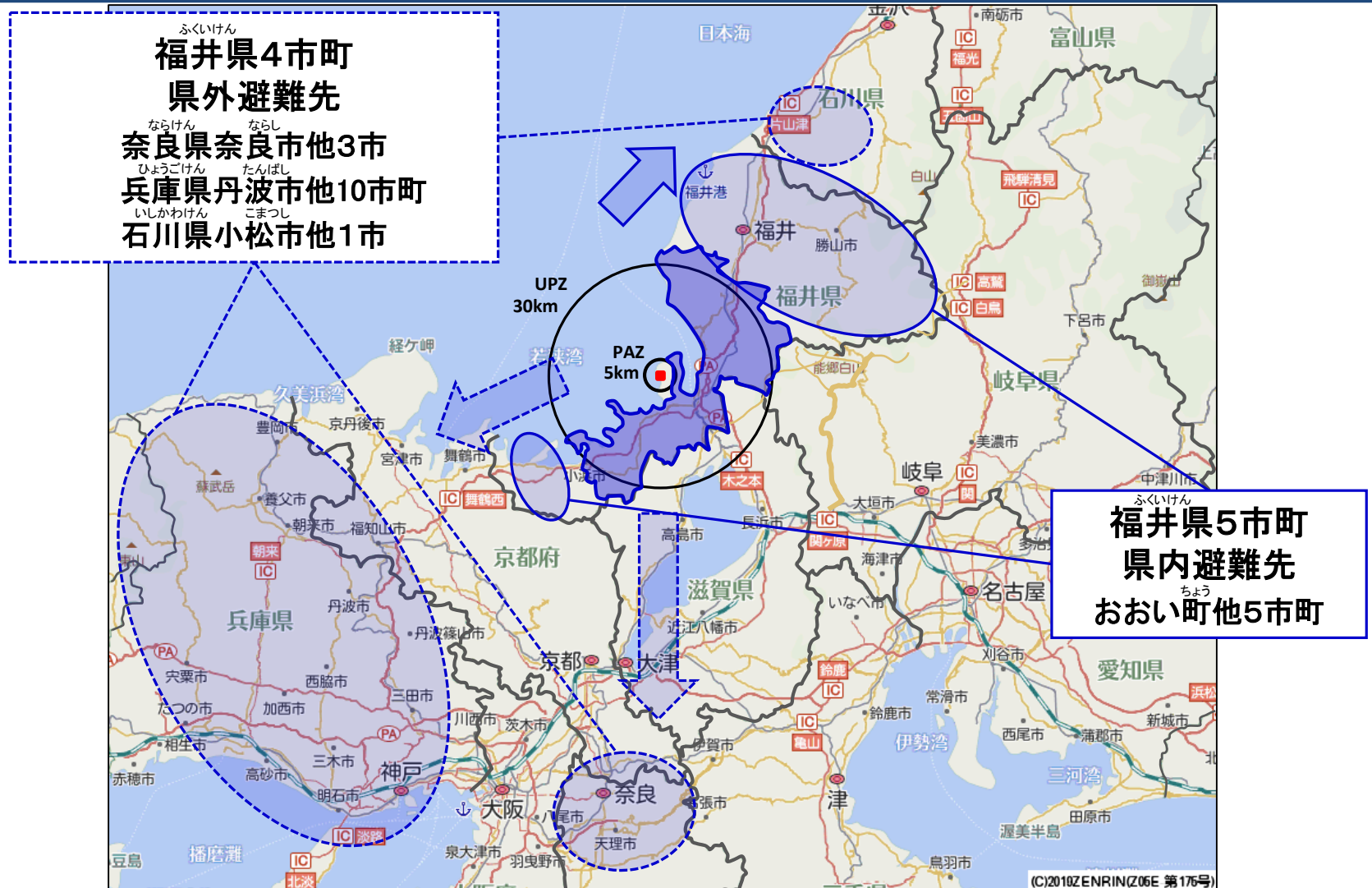
- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、滋賀県、岐阜県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

県名	市町名	県内避難先	県外避難先	
福井県	美浜町	おおい町、〔大野市〕	—	—
	敦賀市	福井市	〔奈良県〕	〔奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市〕
	若狭町	—	兵庫県	丹波市、丹波篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町
	小浜市	—	兵庫県	姫路市、朝来市、豊岡市
	南越前町	永平寺町	—	—
	越前市	坂井市、あわら市	石川県	小松市、能美市
	越前町	坂井市	—	—
滋賀県	長浜市	長浜市内、草津市、甲賀市、東近江市	〔大阪府〕	〔大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、かわちながのし、まつばらし、いずみし、かしわらし、はびきのし、たかいし、ふじいでらし、ひがしおおさかし、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、東大阪市、せんなんし、おおさかさやまし、はんなんし、ただおかちようくまどりちようたじりちようみさきちようたいしちようかなんちよう泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、ちはやあかさかわら千早赤阪村〕
	高島市	高島市内、大津市		〔大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、だいとうし、みのおし、かどまし、せつし、しじょうなわてし、かたのし、しまもとちよう、とよのちよう、のせちよう大東市、箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町〕
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町内、〔美濃市〕	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入れができない場合は、()内の避難先、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

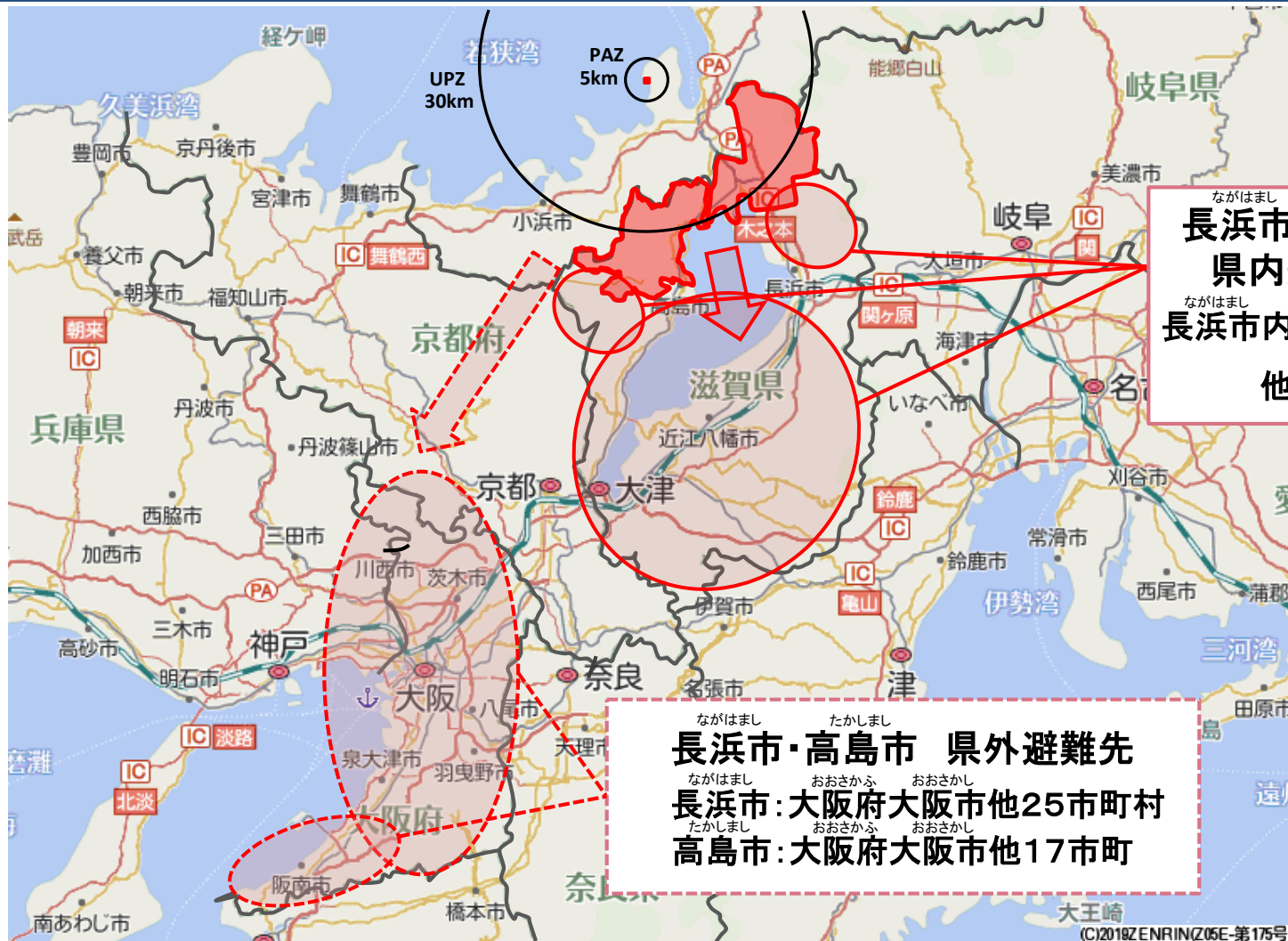
UPZ内の福井県内各市町の避難先

- UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外(奈良県・兵庫県・石川県)において避難先を確保。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



UPZ内の滋賀県長浜市及び高島市の避難先

- UPZ内にある滋賀県長浜市・高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外(大阪府)において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、大阪府又は関西広域連合において避難先の調整を行う。



ながはまし たかしまし
**長浜市・高島市
県内避難先**
ながはまし たかしまし
**長浜市内、高島市内
他4市**

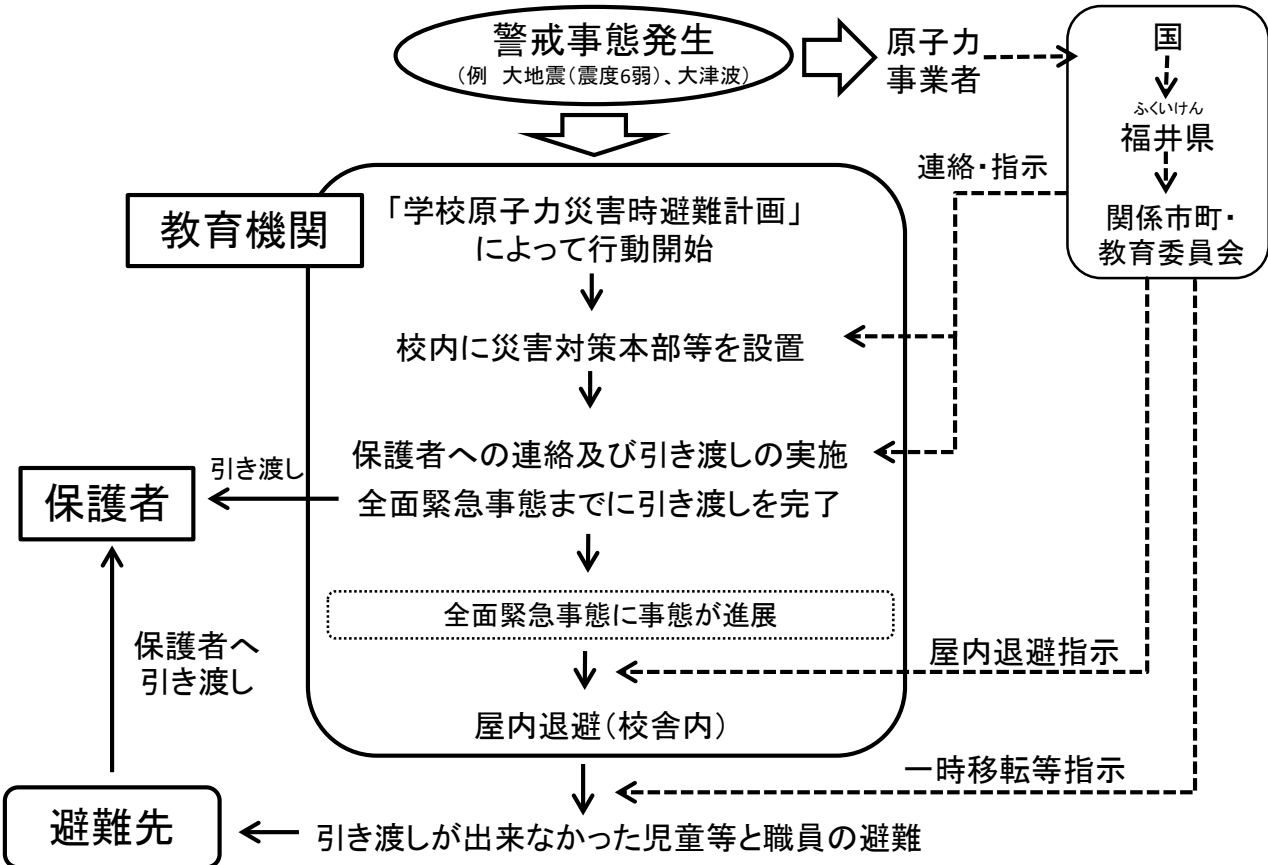
ながはまし たかしまし
長浜市・高島市 県外避難先
ながはまし おおさかふ おおさかし
長浜市:大阪府大阪市他25市町村
たかしまし おおさかふ おおさかし
高島市:大阪府大阪市他17市町

UPZ内の岐阜県揖斐川町の避難先

- UPZ内にある岐阜県揖斐川町の住民の避難先は、岐阜県内において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、事前に定めた避難先での受入ができない場合は、岐阜県において避難先の調整を行う。



- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	107	7,812
小学校	63	11,700
中学校	26	6,233
高等学校	11	5,806
特別支援学校	3	333
大学・専門学校	8	2,134
合計	218	34,018

※ 令和2年4月1日時点

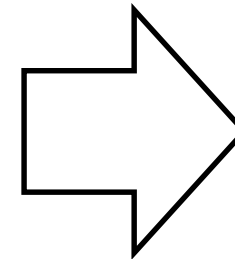
- ふくいけん
- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(102施設4,989人)について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
 - 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、ふくいけん福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		21	1,821
社会福祉施設	介護保険施設等	62	2,738
	障害福祉サービス事業所等	19	430
	小計	81	3,168
合計		102	4,989

< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
21	1,821
155	2,738
27	430
182	3,168
203	4,989



施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

※ 平成31年4月1日時点

- 関係市町は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

関係市町原子力災害対策本部等

防災行政無線・広報車・ホームページ・緊急速報メールサービス・テレビ・ラジオ等による情報提供

連絡等

屋内退避

同居者・支援者

在宅避難行動要支援者

協力

関係市町職員・消防団員等

一時移転等

避難先

移動

福祉避難所※等

※県内福祉避難所数(避難対象7市町を除く):154施設

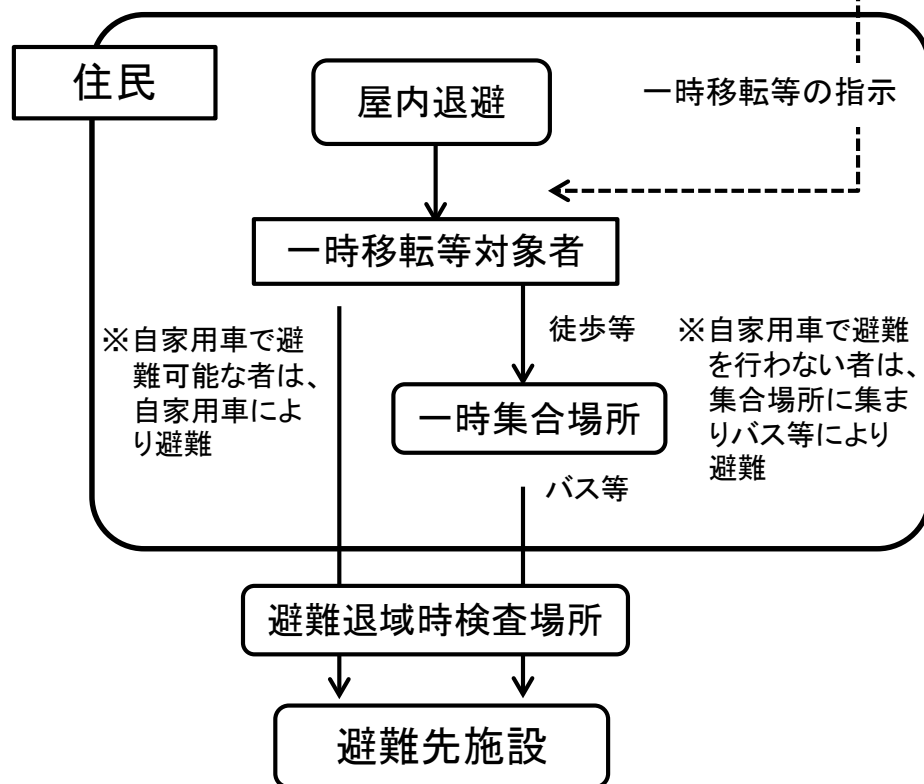
UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
みはまちょう 美浜町	1,031(1,031)
つるがし 敦賀市	3,260(568)
わかさちょう 若狭町	72(72)
おぼまし 小浜市	771(771)
みなみえちぜんちょう 南越前町	851(561)
えちぜんし 越前市	1,039(755)
えちぜんちょう 越前町	1,455(1,455)
合計	8,479(5,213)

※ ()内は支援者有り
 ※ 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車又は県が確保するバス等により避難。

関係市町原子力災害対策本部等



＜UPZ内市町の避難先＞

※ 令和2年4月1日時点

市町名	県内避難先	県外避難先	
みはまちよう 美浜町 8,537人	ちよう おおのし おい町、〔大野市〕	-	-
つるがし 敦賀市 65,060人	ふくいし 福井市	〔ならけん 奈良県〕	〔やまとこおりやまし 奈良市、大和郡山市、 てんりし いこまし 天理市、生駒市〕
わかさちよう 若狭町 14,559人	-	ひょうごけん 兵庫県	〔たんばし たんばささやまし 丹波市、丹波篠山市、 みきし かとうし おのし 三木市、加東市、小野市、 にしわまし かさいし たかちよう 西脇市、加西市、多可町〕
おばまし 小浜市 24,877人	-	ひょうごけん 兵庫県	〔ひめじし あさごし とよおかし 姫路市、朝来市、豊岡市〕
みなみえちぜんちよう 南越前町 10,407人	えいへいじちよう 永平寺町	-	-
えちぜんし 越前市 82,363人	さかいし し 坂井市、あわら市	いしかわけん 石川県	〔こまつし のみし 小松市、能美市〕
えちぜんちよう 越前町 21,218人	さかいし 坂井市	-	-

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、同一県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

➤ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

大野市ルート

【主な避難経路①】

- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井北IC→中部縦貫自動車道
- ・ 国道27号→国道8号・敦賀IC→北陸自動車道→福井IC→国道158号

【主な避難経路②】

- ・ 若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井IC→国道158号
- ・ 若狭美浜・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→福井北JCT・IC→中部縦貫自動車道

おおい町ルート

- 【主な避難経路①】
国道27号(→国道162号)

【広域避難先①(県内避難)】

- おおい町
- <美浜東地区>
おおい町立佐分利小学校、他2か所
 - <美浜中央地区>
里山文化交流センター、他3か所
 - <美浜西地区>
おおい町総合町民体育館、他1か所

おおい町ルート

- 【主な避難経路②】
- 若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大飯高浜IC

【広域避難先②(県内避難)】

- 大野市※
- <美浜東地区>
大野市エキサイト広場総合体育施設
 - <美浜中央地区>
上庄公民館、他8か所
 - <美浜西地区>
大野市有終東小学校、他2か所

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

県外避難なし

➤ 地域毎にあらかじめ県内又は県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

奈良県

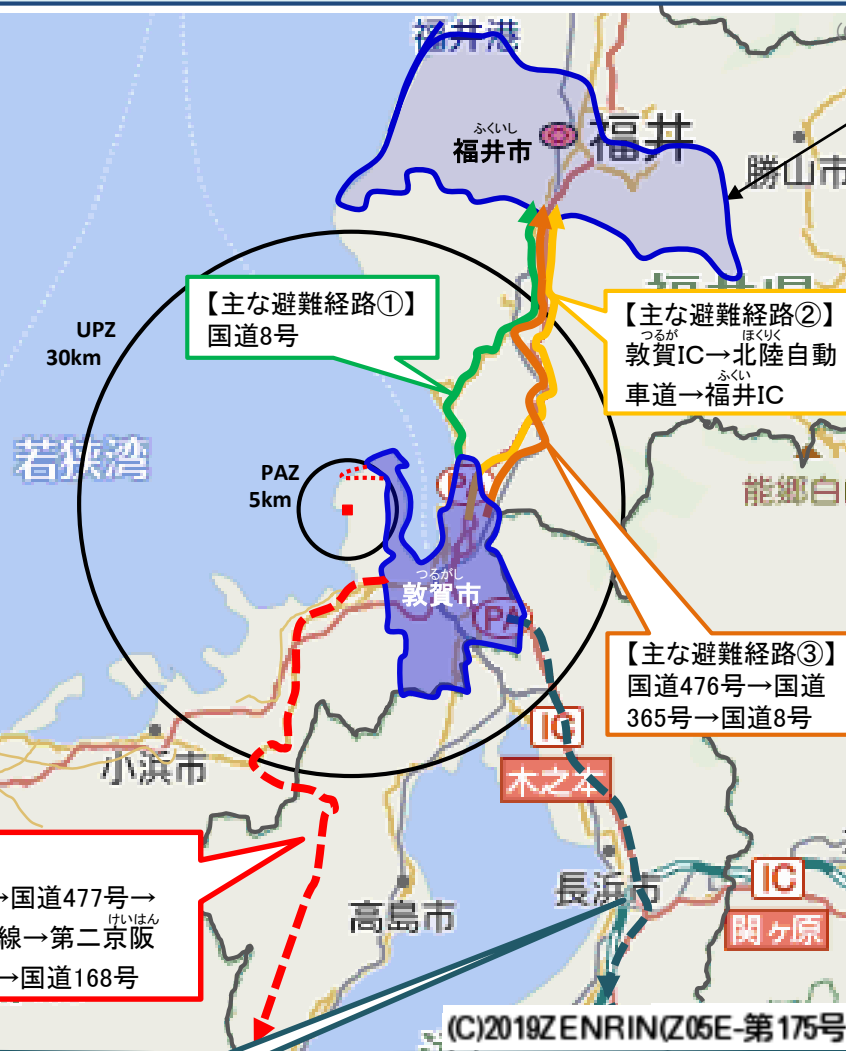
- <西浦、常宮、杵見、松原地区>
生駒市(生駒市コミュニティセンター、他23か所)
- <赤崎、敦賀北、東浦、咸新地区>
天理市(天理市立東部公民館、他33か所)
- <栗野、栗野南、黒河、敦賀西、敦賀南、中郷地区>
奈良市(奈良市立平城東中学校、他160か所)
- <中央地区>
大和郡山市(大和郡山市南部公民館、他26か所)

※福井市に避難できない場合の避難先。

【広域避難先(県内避難)】

福井市

- <西浦、常宮地区>
福井市立羽生小学校、他1か所
- <赤崎地区>
福井市芦見生涯教育施設
- <栗野地区>
福井市松本公民館、他15か所
- <栗野南地区>
福井市立明倫中学校、他7か所
- <杵見地区>
福井県立高志高等学校
- <黒河地区>
福井市美山啓明小学校、他7か所
- <中央地区>
福井市東藤島小学校、他12か所
- <敦賀北地区>
福井市川西中学校、他15か所
- <敦賀西地区>
福井市清水北小学校、他11か所
- <敦賀南地区>
福井市西藤島小学校、他14か所
- <中郷地区>
福井県立藤島高等学校、他14か所
- <東浦地区>
福井市東体育館
- <松原地区>
福井市社中学校、他14か所
- <咸新地区>
福井市本郷小学校、他7か所



【主な避難経路①】
国道8号

【主な避難経路②】
敦賀IC→北陸自動車道→福井IC

【主な避難経路③】
国道476号→国道365号→国道8号

【主な避難経路⑤】
国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→
国道161号→国道1号→阪神8号京都線→第二京阪
自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号

【主な避難経路④】
敦賀IC・敦賀南スマートIC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス
→第二京阪自動車道→交野北IC→国道1号→国道168号→国道163号

県外避難

(C)2019ZENRIN(Z05E-第175号)

➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】

- ひょうごけん
兵庫県
- ＜みそみ、明倫地区＞
みよし
三木市(口吉川町公民館、他13か所)
 - ＜三方地区＞
たんばさきやまし
丹波篠山市(篠山総合スポーツセンター、他5か所)
 - かとうし
加東市(やしん国際学習塾)
 - ＜気山、梅の里、岬地区＞
たんばし
丹波市(山南農業者等体育施設、他6か所)
 - ＜鳥羽地区＞
にしわかし
西脇市(黒っこプラザ、他4か所)
 - ＜瓜生地区＞
かさいし
加西市(市民会館、他8か所)
 - ＜熊川地区＞
たかちよう
多可町(文化会館、他3か所)
 - ＜三宅地区＞
かとうし
加東市(滝野総合公園体育館)
 - おのし
小野市(コミュニティーセンター下東条、他1か所)
 - ＜野木地区＞
おのし
小野市(兵庫県立小野高等学校、他3か所)

【主な避難経路①】

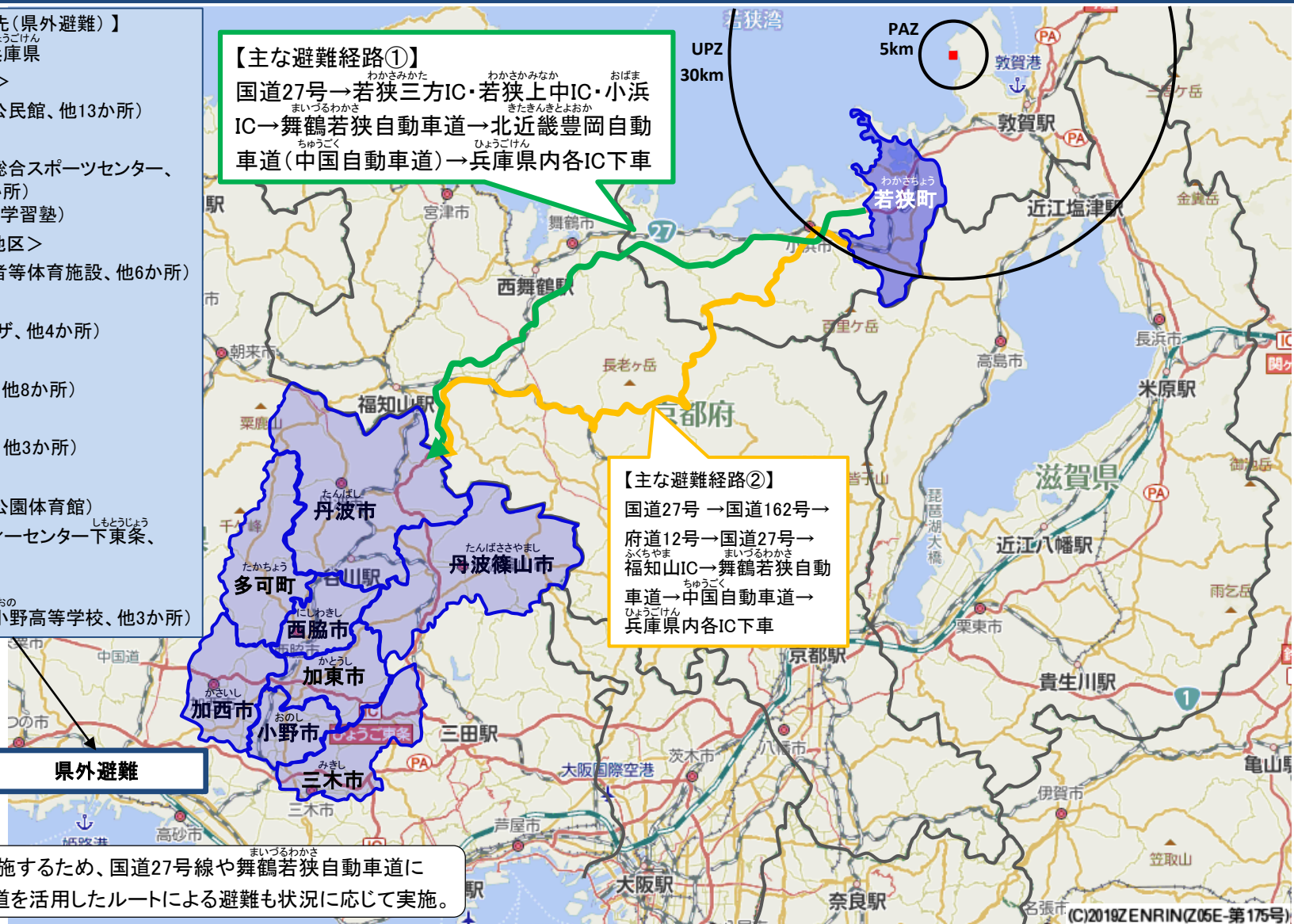
わかさかみなか
国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道(中国自動車道)→兵庫県内各IC下車

【主な避難経路②】

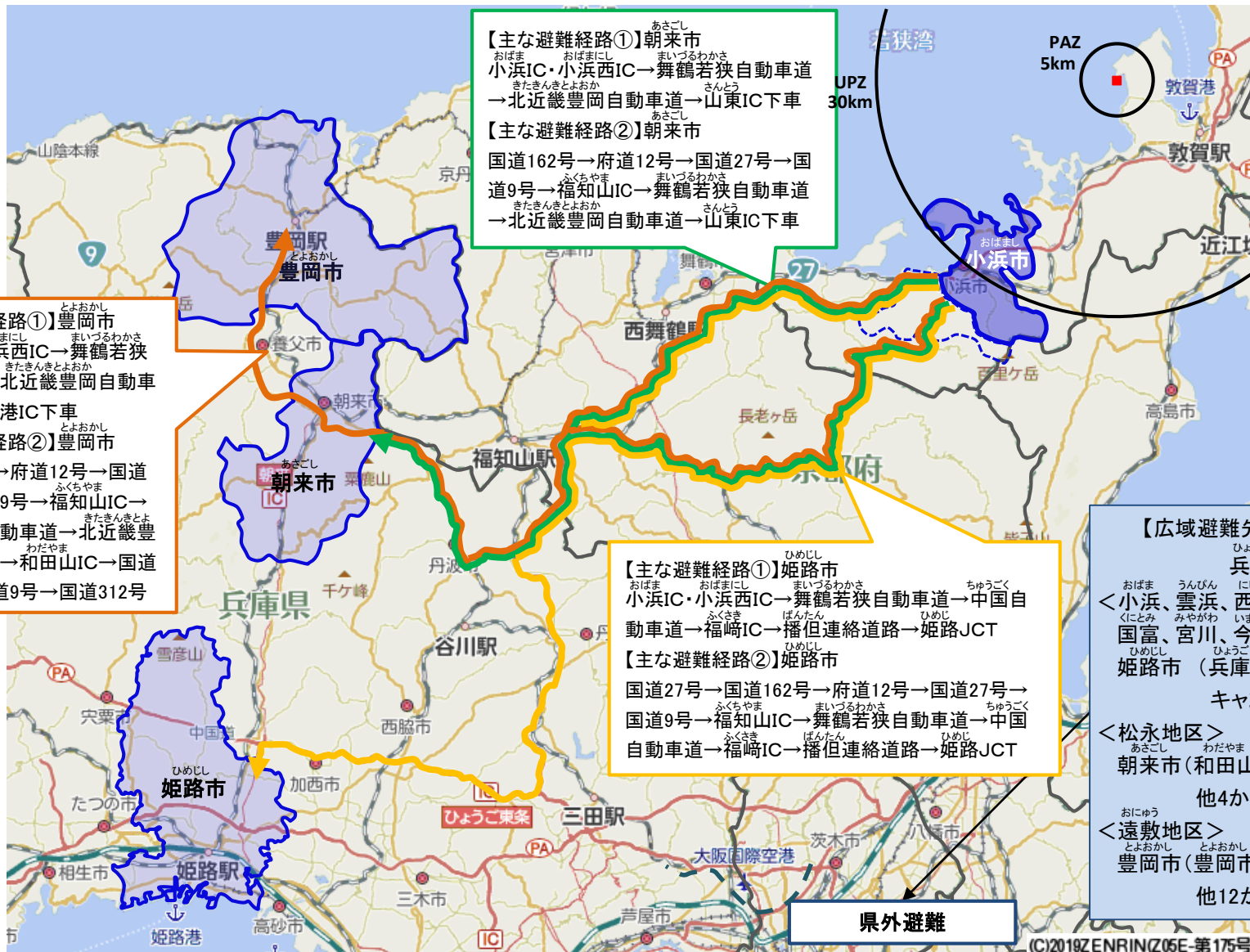
国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→ふくちやまし
福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→ひょうごけん
兵庫県内各IC下車

県外避難

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。



➤ 地域毎にあらかじめ県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



【主な避難経路①】朝来市
 小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC下車

【主な避難経路②】朝来市
 国道162号→府道12号→国道27号→国
 道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道
 →北近畿豊岡自動車道→山東IC下車

【主な避難経路①】豊岡市
 小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭
 自動車道→北近畿豊岡自動車
 道→但馬空港IC下車

【主な避難経路②】豊岡市
 国道162号→府道12号→国道
 27号→国道9号→福知山IC→
 舞鶴若狭自動車道→北近畿豊
 岡自動車道→和田山IC→国道
 312号→国道9号→国道312号

【主な避難経路①】姫路市
 小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→中国自
 動車道→福崎IC→播但連絡道路→姫路JCT

【主な避難経路②】姫路市
 国道27号→国道162号→府道12号→国道27号→
 国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国
 自動車道→福崎IC→播但連絡道路→姫路JCT

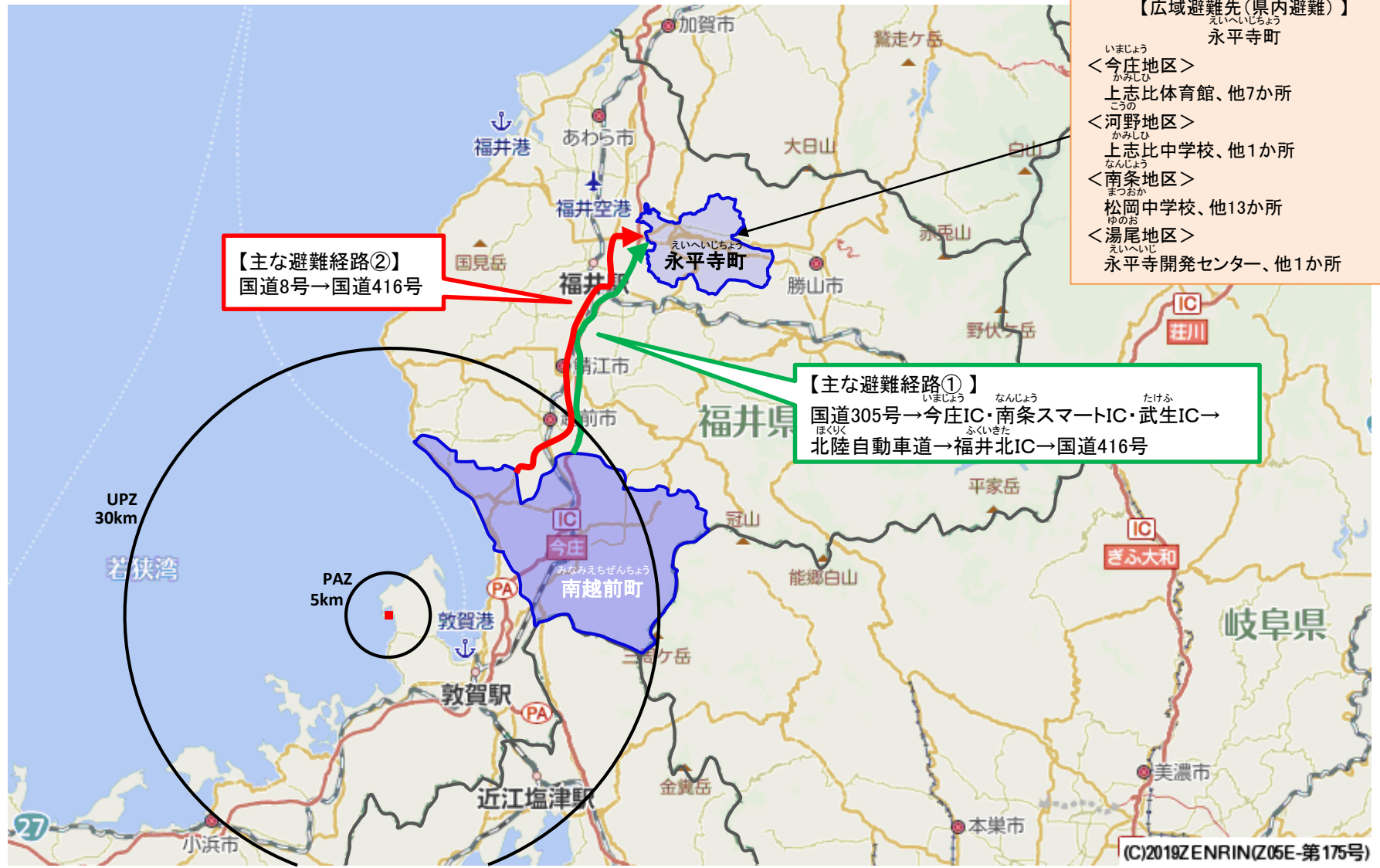
【広域避難先(県外避難)】
 兵庫県
 <小浜、雲浜、西津、内外海、
 国富、宮川、今富地区>
 姫路市 (兵庫県立大学姫路工学
 キャンパス、他33か所)

<松永地区>
 朝来市 (和田山体育センター、
 他4か所)

<遠敷地区>
 豊岡市 (豊岡市立総合体育館、
 他12か所)

県外避難

➤ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- ▶ 地域毎にあらかじめ県内及び県外避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県内避難)】

- 坂井市、あわら市
- < 神山地区 >
坂井市春江女性の家、他1か所
 - < 大虫地区 >
春江B&G海洋センター、他9か所
 - < 坂口地区 >
坂井市ゆりの里公園
 - < 王子保地区 >
文化の森・YURI文化情報交流館、他3か所
 - < 白山地区 >
坂井市立大石小学校、他3か所
 - < 武生南地区 >
丸岡町総合福祉保健センター
他12か所
 - < 北日野地区 >
福井県立金津高等学校、他9か所

【主な避難経路②】

- 県道福井大森河野線(県道3号)→
- 県道福井四ヶ浦線(県道6号)→
- 県道福井加賀線(県道5号)

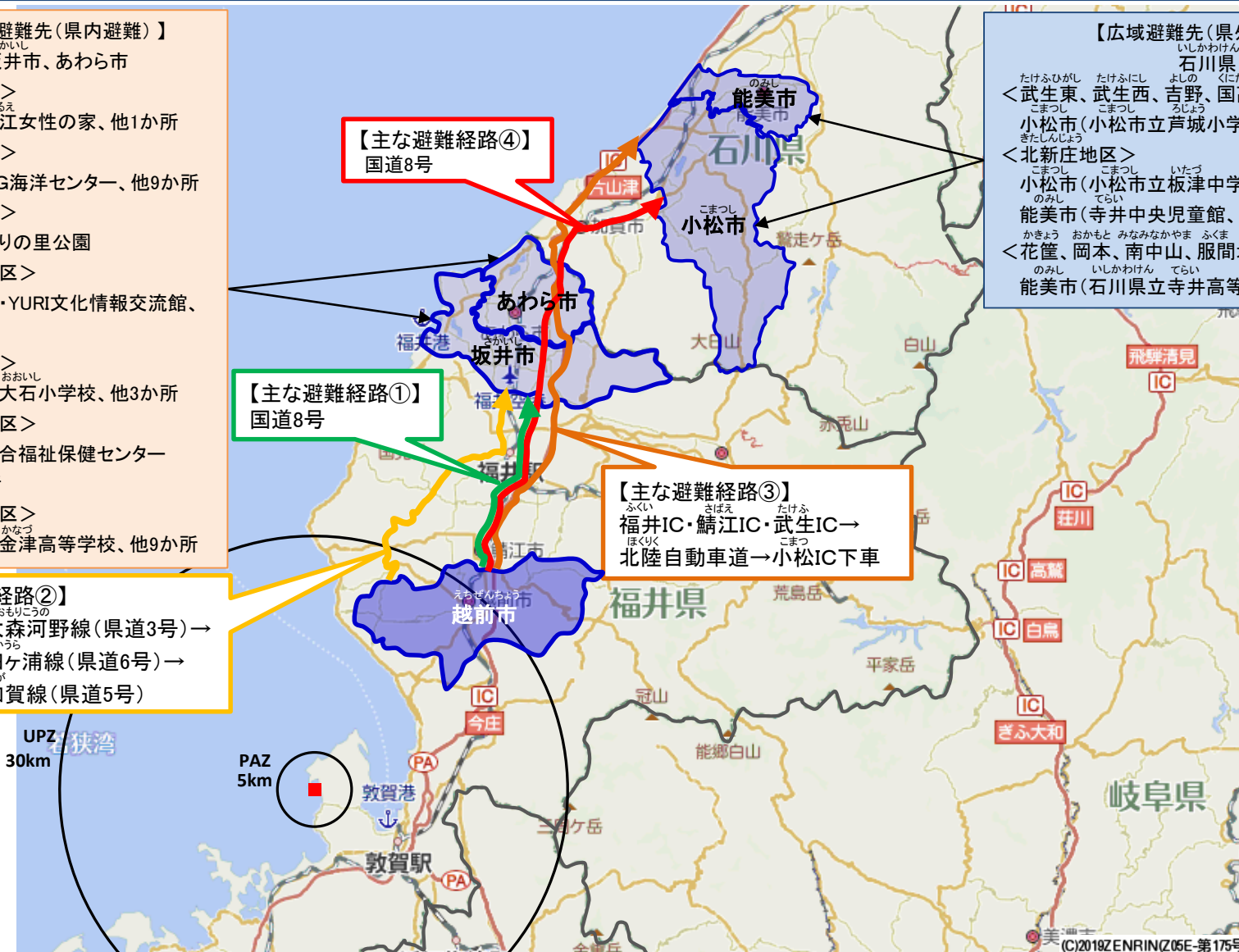
【主な避難経路④】
国道8号

【主な避難経路①】
国道8号

【主な避難経路③】
福井IC・鯖江IC・武生IC→
北陸自動車道→小松IC下車

【広域避難先(県外避難)】

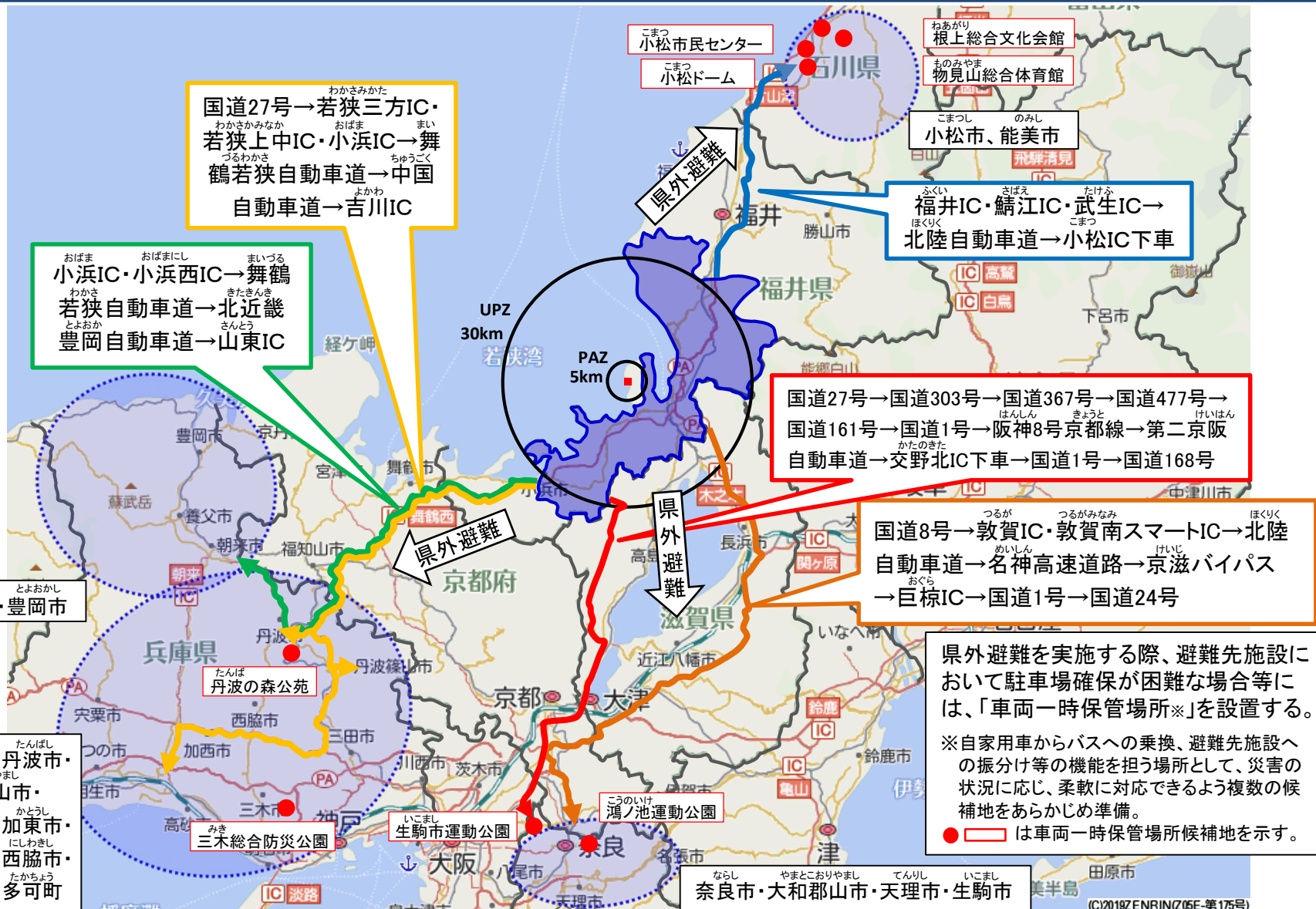
- 石川県
- < 武生東、武生西、吉野、国高、味真野地区 >
小松市(小松市立芦城小学校、他57か所)
 - < 北新庄地区 >
小松市(小松市立板津中学校)
 - 能美市(寺井中央児童館、他3か所)
 - < 花筐、岡本、南中山、服間地区 >
能美市(石川県立寺井高等学校、他18か所)



▶ 地域毎にあらかじめ県内避難先施設への避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



- あらかじめ定められている県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。



自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

＜UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所＞

半島部	該当地区名	整備場所
つるが 敦賀半島	つるがし しゅうら 敦賀市西浦地区等	つるが 敦賀原子力館グラウンド
つねがみ 常神半島	わかさちよう しゅうら 若狭町西浦地区	つねがみ 常神漁港駐車場
うちとみ 内外海半島	おほまし うちとみ 小浜市内外海地区	とまり 泊区内場外離発着場

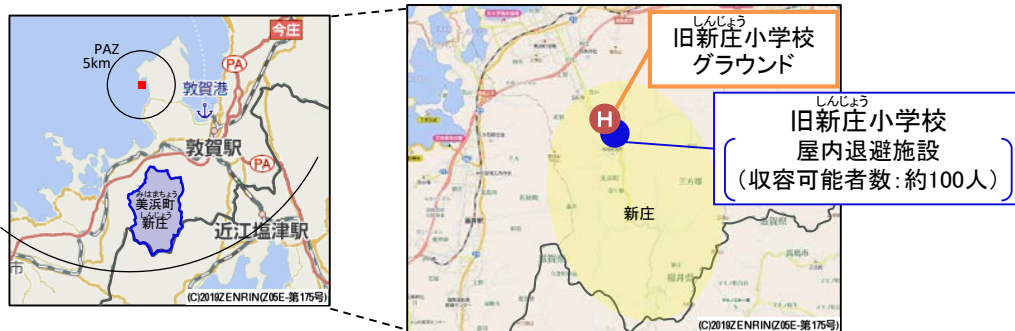
半島部(例) 若狭町常神半島



＜UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所＞

中山間地域	該当集落名	整備場所	
みはまちよう しんじよう 美浜町新庄地区	しんじよう 新庄	しんじよう 旧新庄小学校グラウンド	
つるがし 敦賀市	かんしん 咸新地区	たに 谷	かんしん 咸新小学校グラウンド
	なかごう 中郷地区	おくあそう 奥麻生	あらし 愛発公民館
	くろこ 黒河地区	やま 山	くろこ 黒河小学校グラウンド
わかさちよう くまがわ 若狭町熊川地区	こうち 河内	くまがわ 熊川小学校グラウンド	
えちせんし おうしお 越前市王子保地区	うりゅうのちよう もりひさちよう 瓜生野町、森久町	たけふ 武生第六中学校グラウンド	
えちぜんちよう 越前町	とまわ 常磐地区	かしらだに 頭谷	とまわ 常磐小学校グラウンド
	いとう 糸生地区	おがわ まき 小川、真木	いとう 糸生小学校グラウンド

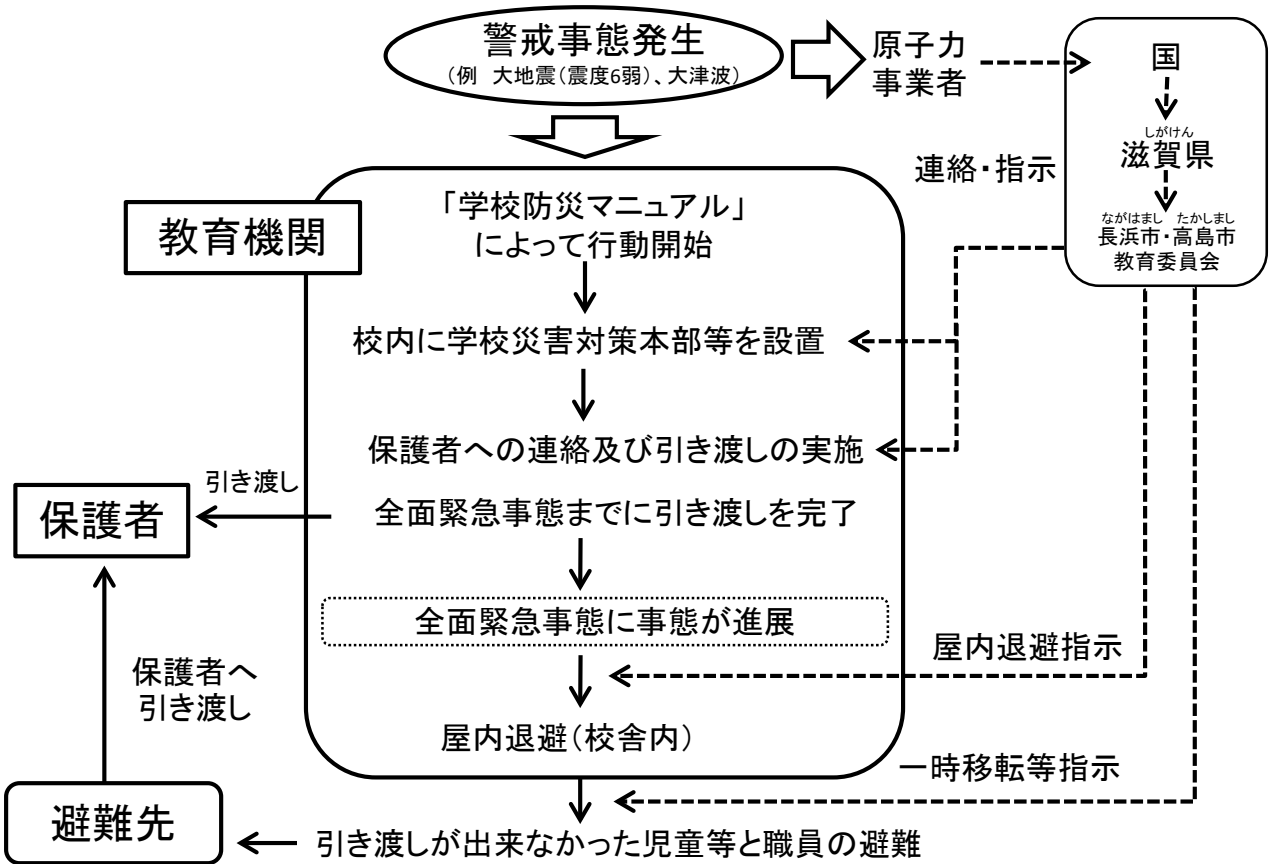
中山間地域(例) 美浜町新庄地区



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校防災マニュアルを策定済みであり、学校災害対策本部等は長浜市・高島市災害対策本部や長浜市・高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、長浜市・高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒数 (人)
保育所・幼稚園等	26	1,851
小学校	18	2,259
中学校	8	1,235
高等学校	2	888
特別支援学校	0	0
合計	54	6,233

※令和2年4月1日時点

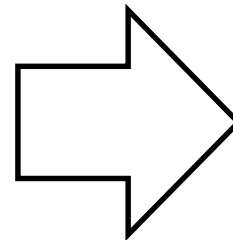
- 滋賀県では、UPZ内にある医療機関、社会福祉施設(29施設1,217人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計47施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	263
社会福祉施設	介護保険施設等	18	492
	障害福祉サービス事業所等	6	102
	救護施設	2	360
	小計	26	954
合計		29	1,217

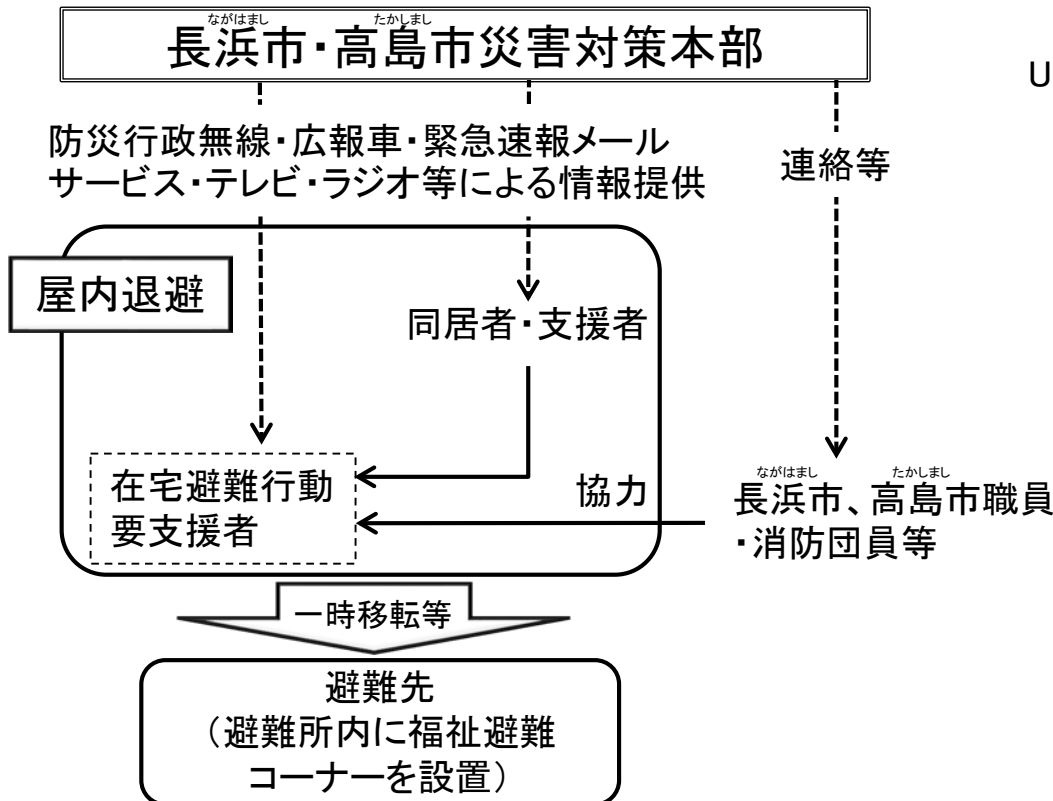
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
23	1,314
13	411
3	360
39	2,085
50	3,035



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

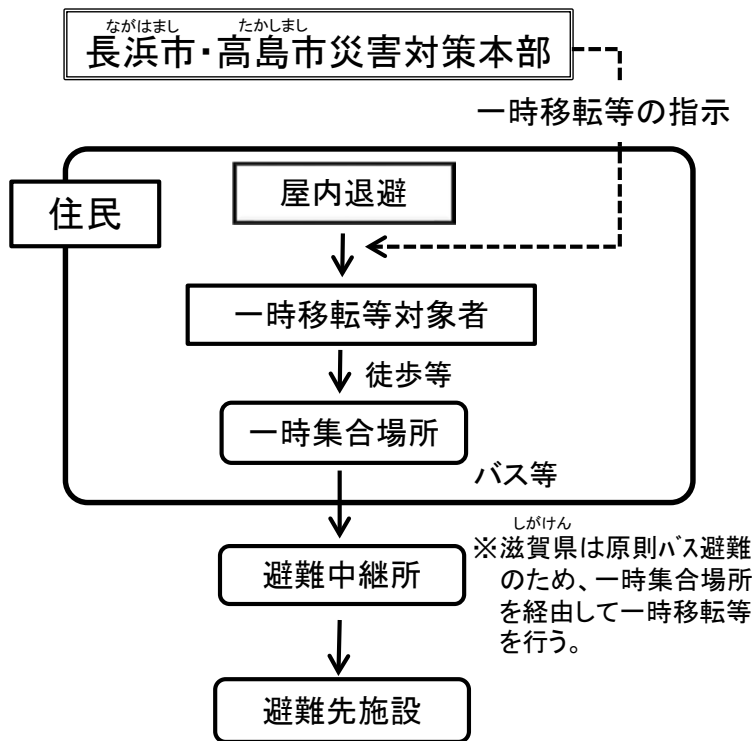
市町名	UPZ内(人)
ながはまし 長浜市	537(360)
たかしまし 高島市	814(814)
合計	1,351(1,174)

※1 ()内は支援者有り
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、長浜市・高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

＜UPZ内市町の避難先＞

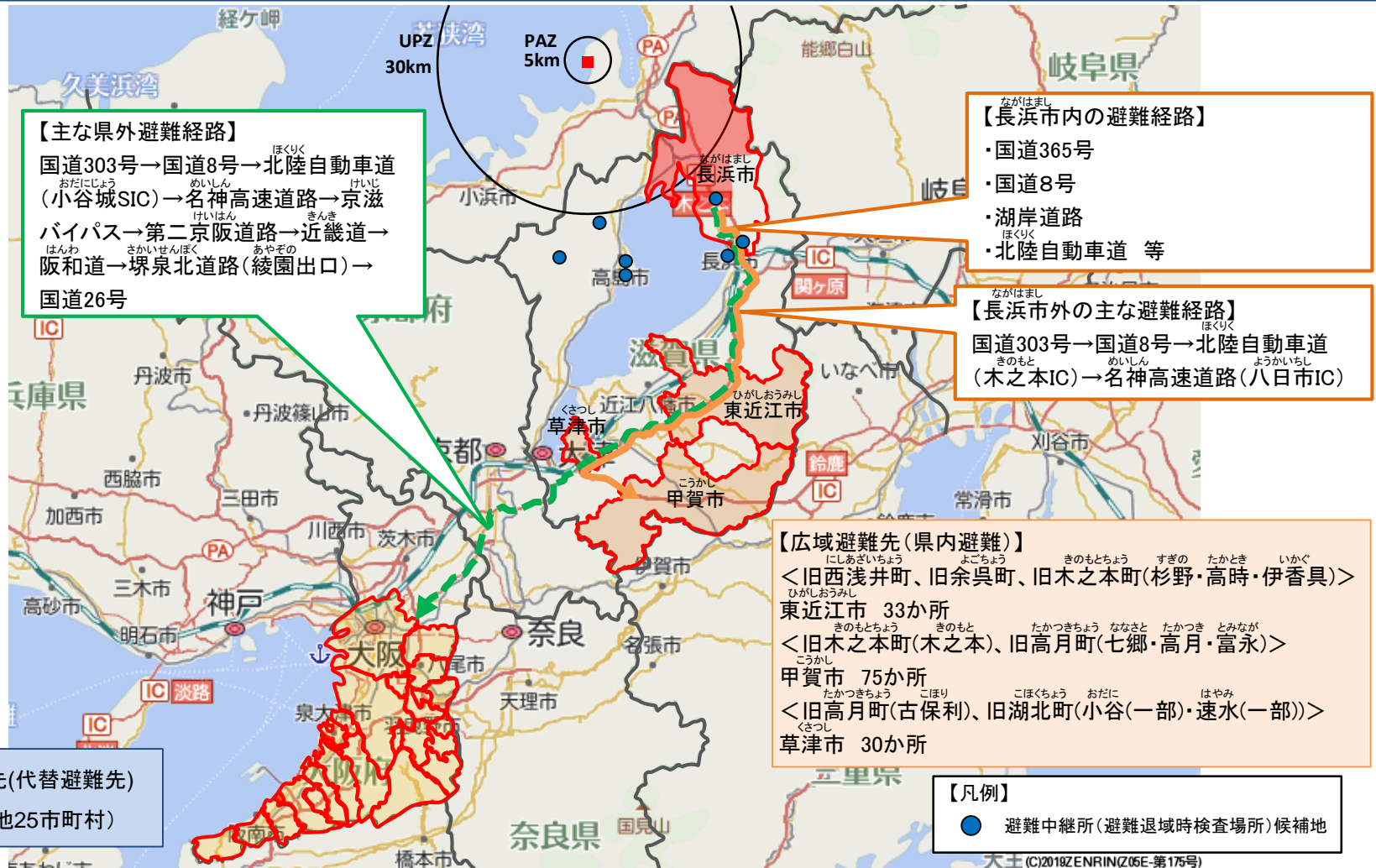
※令和2年4月1日時点



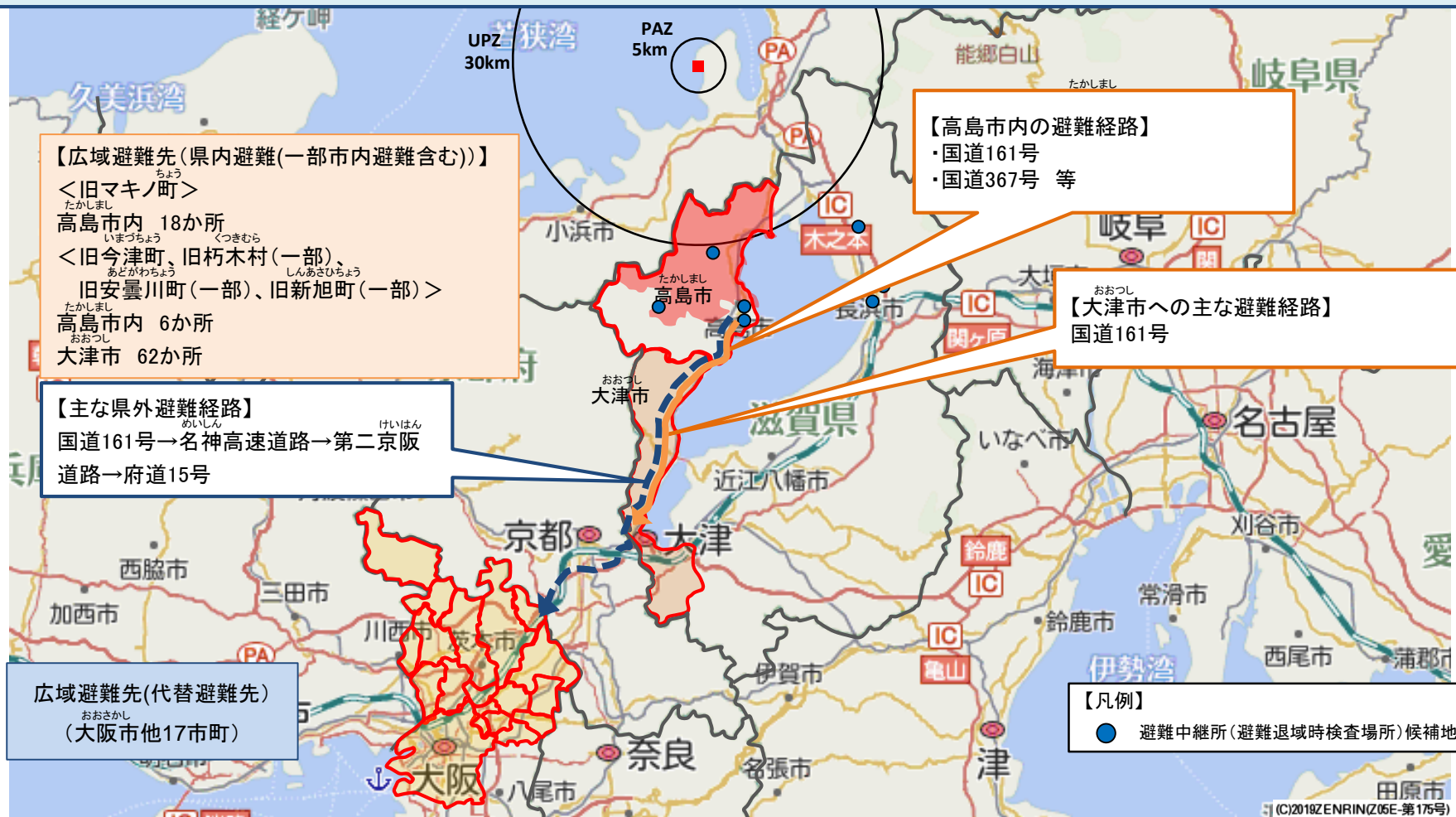
市町名	県内避難先	県外避難先
ながはまし 長浜市 (23, 750人)	ながはまし 長浜市内 くさつ 草津市 甲賀市 ひがしおうみし 東近江市	おおさかし さかいし きしわだし いずみおおつし かいづかし 大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、 やまし いずみさのし とんだぼやしし かわちながのし 八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、 まつばらし いずみし かしわらし はびきのし たかいしし 松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、 ふじいでらし ひがしおおさかし せんなんし おおさかさやまし 藤井寺市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、 はんなんし ただおかちよう くまどりちよう たじりちよう みさきちよう 阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 たししちよう かなんちよう ちはやあかさかむら 太子町、河南町、千早赤阪村
たかしまし 高島市 (27, 224人)	たかしまし 高島市内 おおつし 大津市	おおさかし とよなかし いけだし すいたし たかつきし 大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、 もりぐちし ひらかたし いばらきし ねやわし たいとうし 守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、 みのおし かどまし せつし しじょうなわてし かたのし 箕面市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、 しまもとちよう とよのちよう のせちよう 島本町、豊能町、能勢町

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



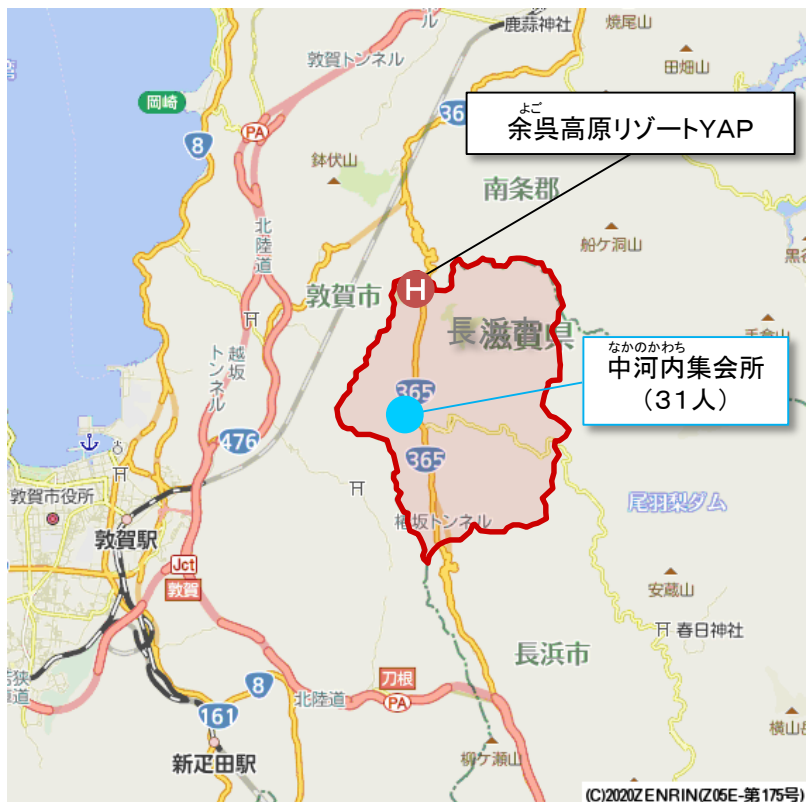
- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

ながはまし よごちょう なかのかわち
例：長浜市余呉町中河内

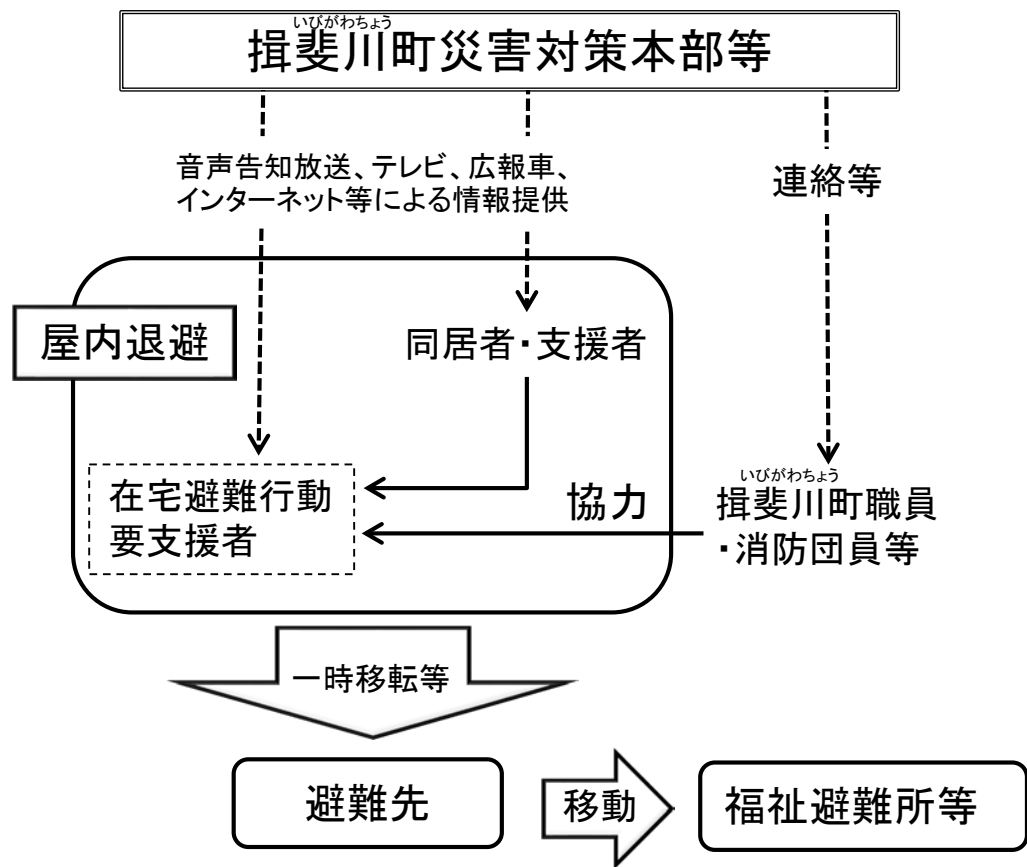


たかしまし ちようありはら
例：高島市マキノ町在原



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

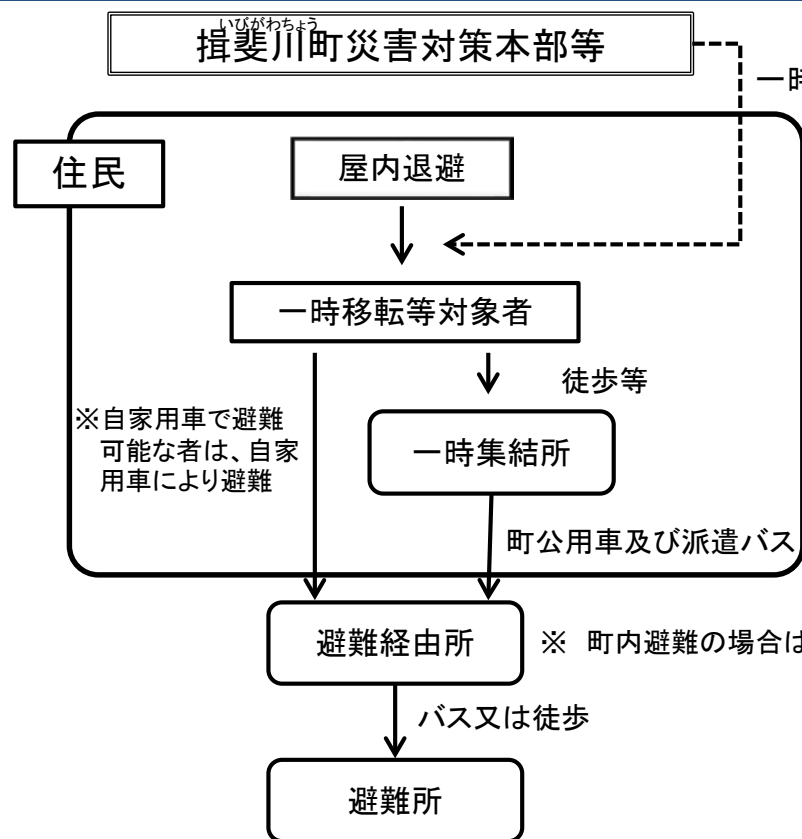


UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

町名	UPZ内(人)
揖斐川町	7(7)

※1 ()内は支援者あり
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行くが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



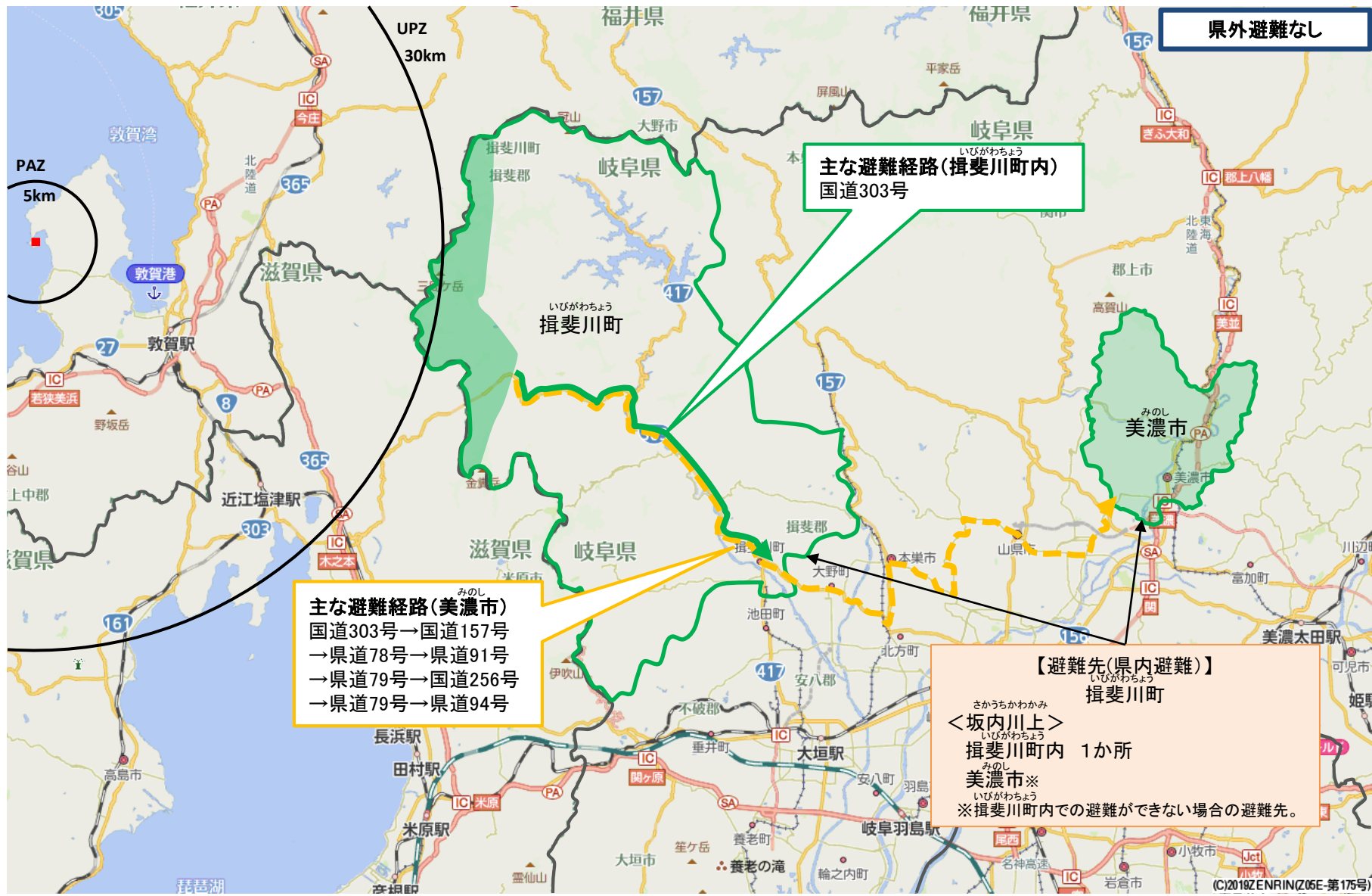
<UPZ内の避難先>

※ 令和2年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 49人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

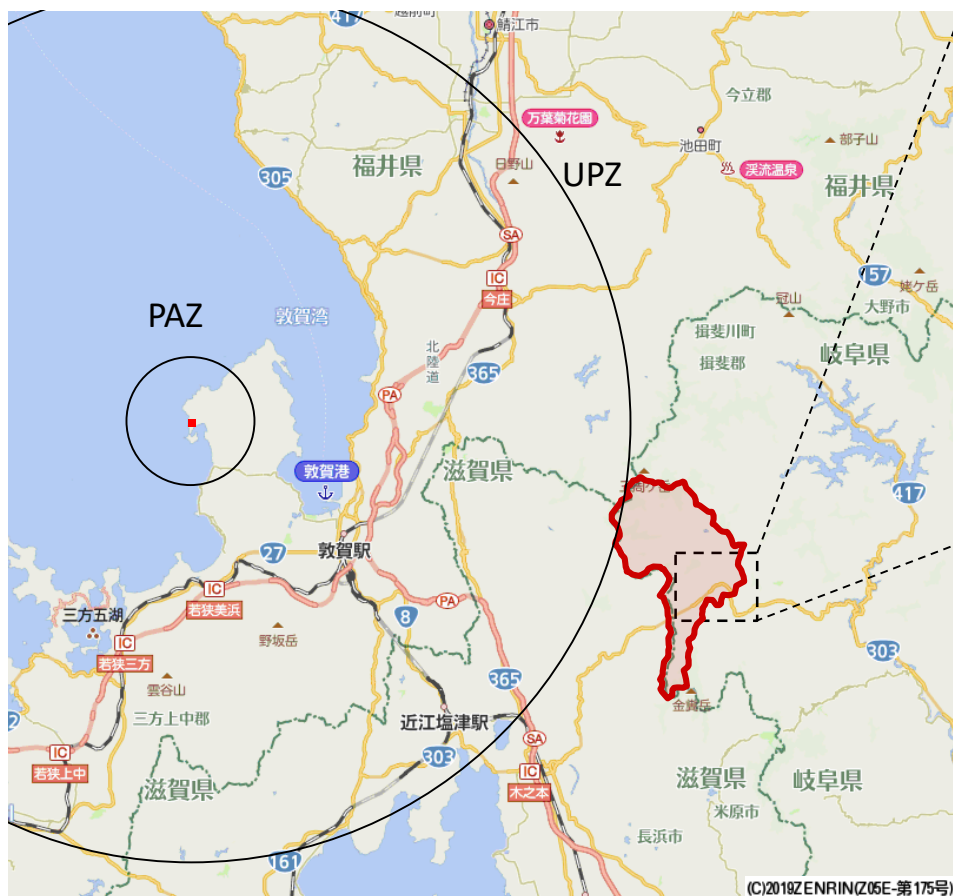


自然災害等により孤立した場合の対応（岐阜県）

ぎふけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

さかうち かわかみ
中山間地域 坂内川上地区



<凡例>

● : 放射線防護対策施設 (收容可能者数)

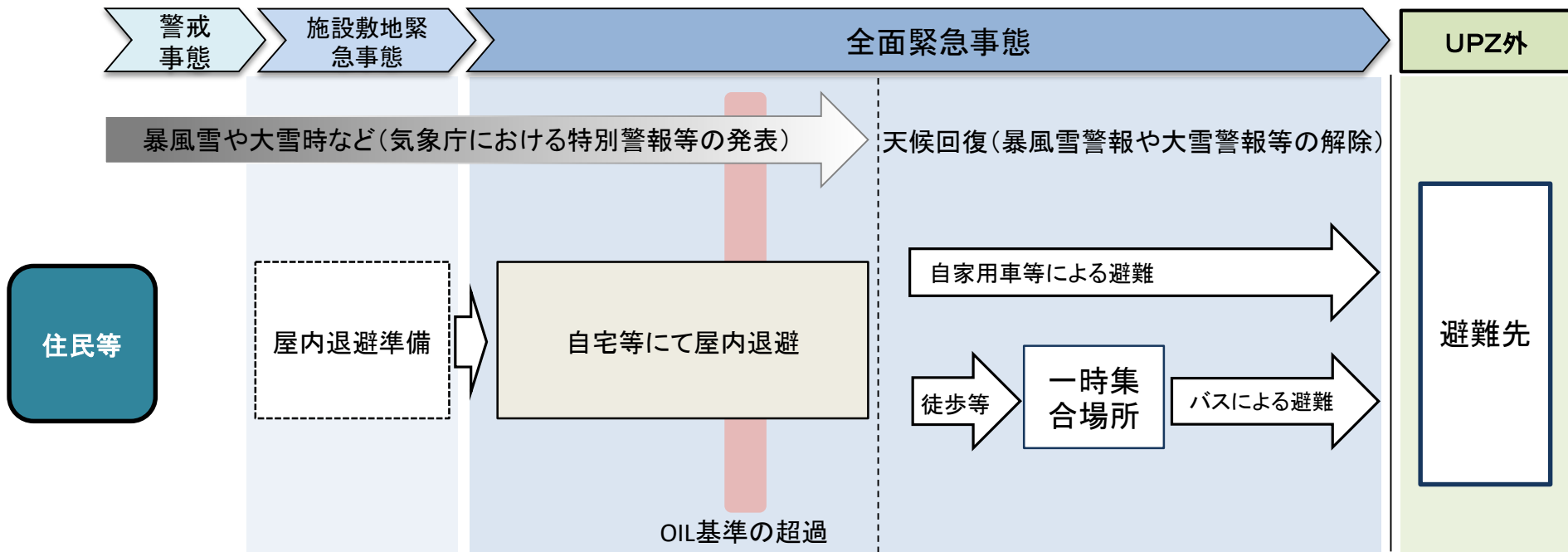
H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

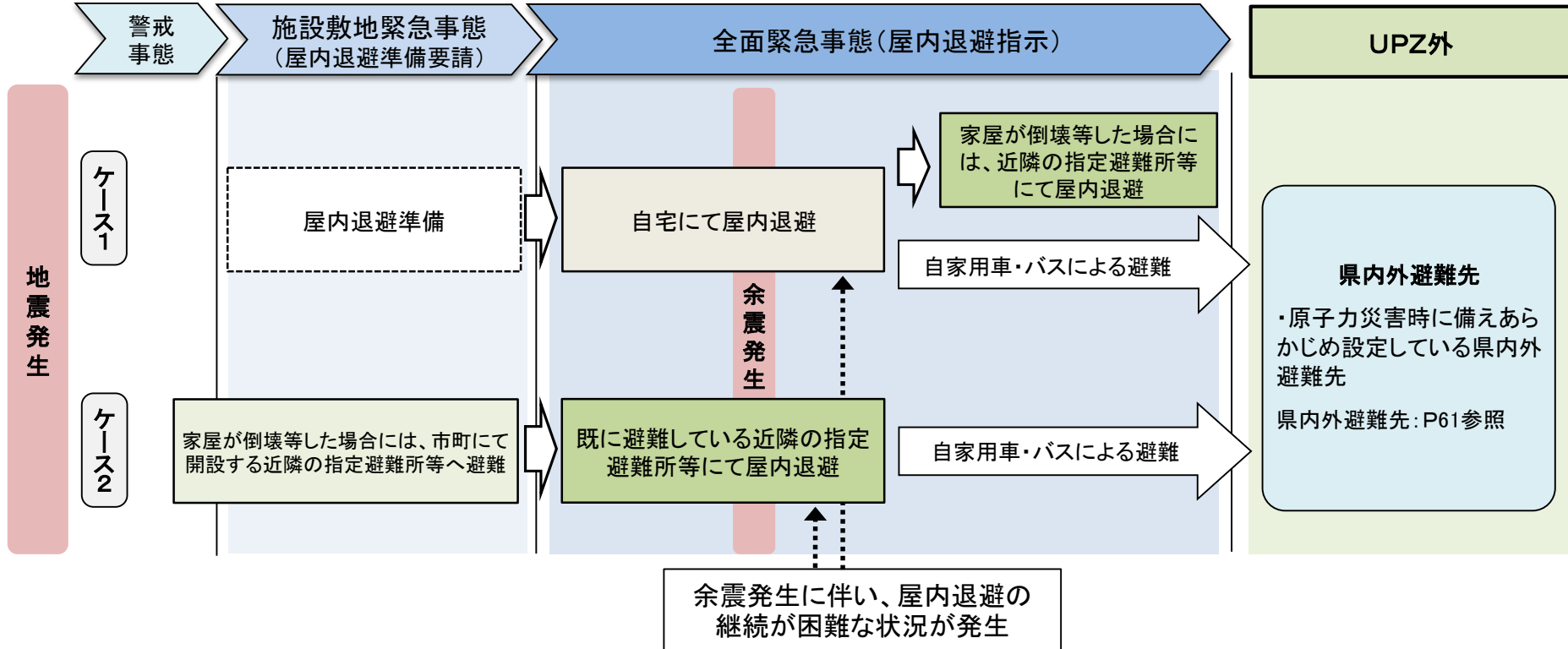
＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



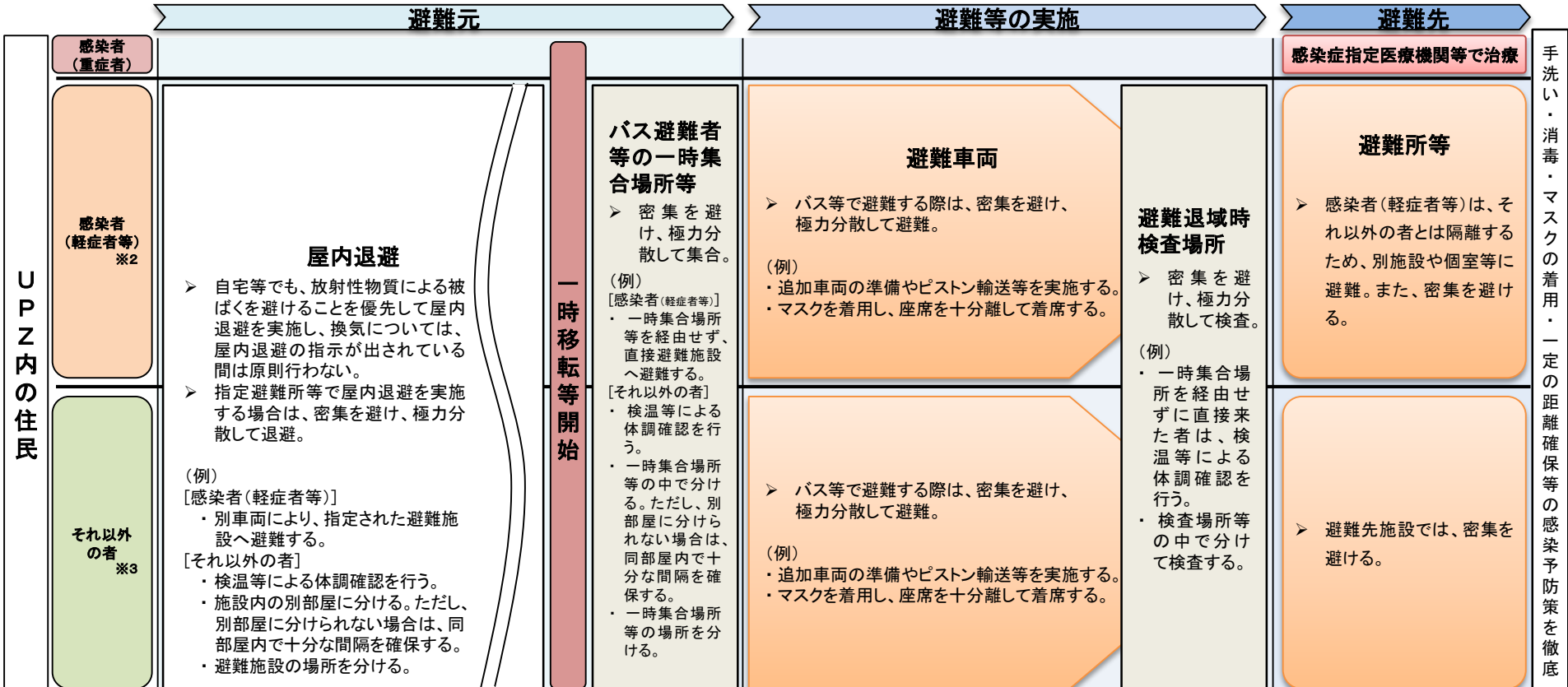
※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が160台、ストレッチャー車両が80台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用し避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会ふくいけんに所属するタクシー（854台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	1, 374台	999台	
医療機関	388台	975台	
社会福祉施設	420台	804台	
合計	2, 182台※1	2, 778台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	160台	80台	・ピストン輸送（14往復）を想定。 ・ストレッチャー車両はピストン輸送（35往復）を想定。



県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
<small>ふくいけん</small> （一社）福井県タクシー協会 に所属するタクシー保有数	854台 (令和2年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が61台、ストレッチャー車両が20台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、257台と25台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,091台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	328台	53台	
医療機関	107台	149台	
社会福祉施設	408台	72台	
合計	843台※1	274台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の避難行動要支援者の搬送をすることを想定。
必要車両台数	61台	20台	・ピストン輸送（14往復）を想定。 ・必要車両台数は、車椅子車両及びストレッチャー車両それぞれ1台当たり1名で算定。

県内の福祉車両保有数	257台	25台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,091台 （令和2年3月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な避難行動要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が7台に対して、岐阜県内（揖斐川町内）における保有車両数は8台であり、必要台数を要請し確保。
- また、在宅の避難行動要支援者等の一時移転等は原則支援者の自家用車で行うが、不足の際には町内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先し、それでも不足する場合には、岐阜県タクシー協会に所属するタクシー（1,882台）を活用。（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	7台	0台	
医療機関	該当施設なし		
社会福祉施設	該当施設なし		
合計	7台	0台	
必要車両台数	7台	0台	



町内の福祉車両保有数	8台	0台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）。
岐阜県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,882台 (令和2年10月時点)		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能。

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両11台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

UPZ内市町の一時移転等における輸送能力の確保（福井県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。福井県では県内避難先に原則自家用車により一時移転等を実施することとなるが、ここではあえて、福井県におけるUPZ内全域が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数11,353人、必要車両数256台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は895台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	みはまちょう 美浜町	つるがし 敦賀市	わかさちょう 若狭町	おぼまし 小浜市	みなみえちぜんちょう 南越前町	えちぜんし 越前市	えちぜんちょう 越前町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	227,021	8,537	65,060	14,559	24,877	10,407	82,363	21,218	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	11,353	427	3,253	728	1,244	521	4,119	1,061	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定。*1
必要車両台数(台)*2		256	10	73	17	28	12	92	24	バス1台当たり45人程度の乗車を想定。



福井県内のバス会社 保有車両	895台 (令和2年8月時点)	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

*1 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。
 *2 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県しがけんにおけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数50,974人、必要車両数402台に対して、滋賀県内バス会社の保有車両数は442台であり、必要台数を要請し確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する（詳細についてはP98参照）。

		合計	ながはまし 長浜市	たかしまし 高島市	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	50,974	23,750	27,224	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	50,974	23,750	27,224	・UPZ内人口 ・住民の100%がバスによる一時移転等が必要となると想定。
必要車両台数(台)		402	188	214	・バス1台当たり17人程度の乗車を想定。 ・1日5往復×3日間の必要台数×2 (避難元⇄中継所⇄避難先(避難中継所でバス乗り換え))で総合必要台数を試算。



しがけん 滋賀県内のバス会社 保有車両(観光バス)	442台(令和2年7月時点)	しがけん 滋賀県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
関西圏域及び隣接府県 保有台数	16,346台	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達。

※ 原子力災害の状況により、3日間より短い期間で一時移転等を行う必要がある場合は、関西広域連合に要請を行い、バスの確保を行う。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、岐阜県におけるUPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 岐阜県において一時移転が必要となる場合には、原則として自家用車避難を想定。万が一、バスによる避難が必要となる場合において必要な輸送能力は、想定対象人数49人、必要車両数2台であり、岐阜県内バス会社の保有車両数1,479台より必要台数を要請し確保。

		揖斐川町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	49	R2.4.1時点
	バスによる一時移転等 が必要となる住民	49	・原則自家用車避難を想定。 ・万が一バスによる輸送が必要となった場合には、岐阜県バス協会に必要台数を要請する。
必要車両台数(台)		2	バス1台あたり45人程度の乗車を想定。



岐阜県内のバス会社 保有車両	1,479台 (令和2年8月時点)	岐阜県内のバス会社から必要な輸送手段を調達。
-------------------	-------------------	------------------------

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

国、関係機関による輸送能力の確保

福井県、滋賀県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 関西広域連合等関係機関が関西広域連合※の構成府県及び連携県並びに隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達

※平成27年12月に近畿2府8県及び関西広域連合にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結。

- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【関西広域連合の協定に基づく要請フロー】

避難元県内の輸送手段で対応困難



避難元県は、他の府県のバス協会又はその会員への協力依頼を関西広域連合に要請



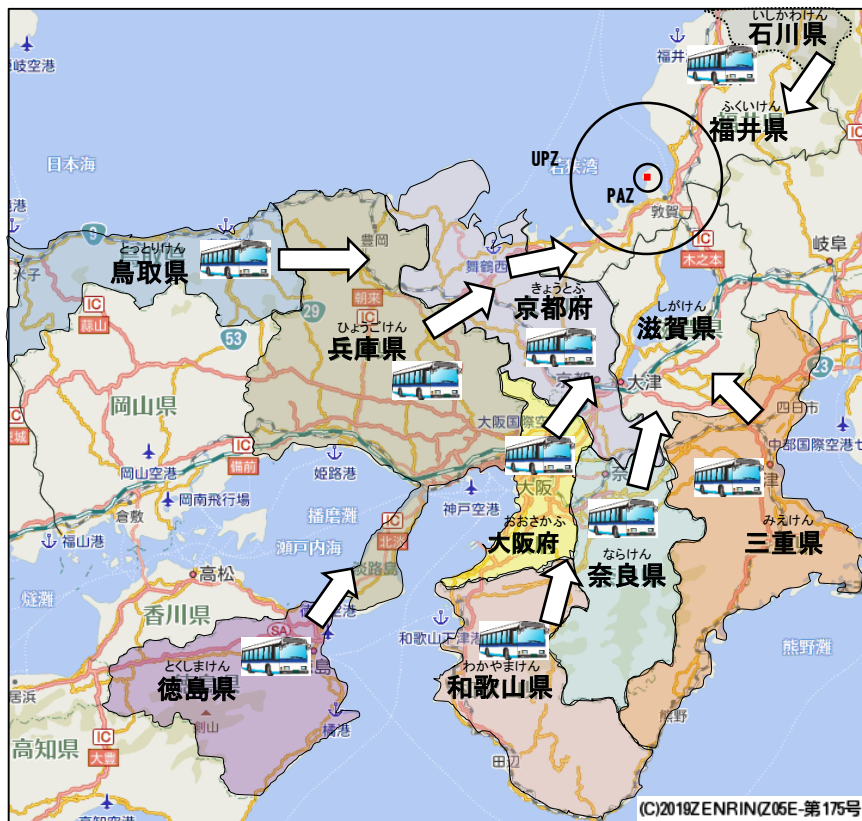
関西広域連合は、速やかに府県と調整し、応援の割当てを定めた応援計画を作成



応援府県は、応援計画に基づき、府県バス協会又はその会員に対し協力を要請



バス協会又はその会員による住民輸送の実施



各府県保有バス台数

府県名	保有台数 (台)
いしかわけん 石川県	1, 111
みえけん 三重県	1, 331
きょうとふ 京都府	2, 363
おおさかふ 大阪府	4, 864
ひょうごけん 兵庫県	3, 842
ならけん 奈良県	991
わかやまけん 和歌山県	711
とっとりけん 鳥取県	510
とくしまけん 徳島県	623
計	16, 346

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。 98

他の地方公共団体からの応援計画①

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、福井県、滋賀県及び岐阜県に対する関係地方公共団体からの支援策として、近隣府県や広域圏、または全国規模の応援協定が締結されている。

福井県・岐阜県災害時等の相互応援等に関する協定(平成7年10月6日)

【応援内容】

- ①被災地の情報収集及び人員、資機材輸送等のためのヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ごみ、し尿処理のための車両及び施設のあっせん
- ⑧その他特に要請のあった事項

中部9県1市災害時等の応援に関する協定(平成19年7月26日)

【対象】

富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市

【応援内容】

- ①応援物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ②避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置
- ③被災者等の一時収容のための施設の提供
- ④医療機関による傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要請のあった事項

北陸三県災害時等の相互応援に関する協定(平成21年5月18日)

【対象】

富山県、石川県、福井県

【応援内容】

- ①被災地の情報収集並びに人員及び資機材の輸送等に係るヘリコプターの派遣
- ②救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアのあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ⑤避難、救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑥被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑦ゴミ、し尿処理等のための車両及び施設のあっせん
- ⑧医療機関による傷病者の受入
- ⑨その他要請のあった事項

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定(平成24年10月25日)

【対象】

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤その他特に要望のあった事項

福井県・石川県災害時等相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- ②原子力防災活動資機材の提供
(緊急時モニタリング資機材・原子力防災活動資機材・緊急時医療資機材)
- ③原子力防災関係職員の派遣
(緊急時モニタリング関係職員・緊急時医療関係職員・その他原子力災害対策関係職員)

福井県・奈良県災害時等の相互応援等に関する協定(平成26年6月11日)

【応援内容】

- ①救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣及びボランティアのあっせん
- ②食料、飲料水及び生活必需品並びにその提供に必要な資機材の提供及びあっせん
- ③被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっせん
- ④救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- ⑤被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- ⑥その他特に要請のあった事項
- ⑦平常時における、原子力防災に関する情報の提供、普及啓発、研修の実施等
- ⑧原子力災害時の避難受入れにかかる関係市との調整等の協力

他の地方公共団体からの応援計画②

関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成23年10月31日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月5日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①住民の避難
- ②被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援
- ③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
- ④その他特に要請のあった事項

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定 (平成29年6月6日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他被災した構成府県市が要請した措置

原子力災害時の相互応援に関する協定(平成13年1月31日)

【対象】

北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成24年5月18日)

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定(平成26年6月11日)

【対象】

関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③資機材の提供
- ④避難者及び傷病者の受入れ
- ⑤車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- ⑥医療支援
- ⑦その他特に要請のあった事項

